### 1. 社会的養育の充実について

- (1) 社会的養育関連予算について (関連資料1~2参照)
  - 令和4年度予算案においては、社会的養育の充実を図るため、
  - ① 令和6年度末までの期間に限り、目標の達成に向けて意欲的に取り 組む自治体に対する里親養育包括支援(フォスタリング)事業の補助 率の嵩上げ( $1/2\rightarrow2/3$ )を引き続き実施するととともに、
    - ・ 新規に登録した里親が里親委託を受ける場合に、経験豊富な里親 を派遣して養育を支援する取組の創設
    - 里親家庭が一時的な休息(レスパイト)を取りやすくなるよう、 フォスタリング機関が子どもの一時預かりを行うための支援の創設
    - ・ 自立支援担当職員による訪問支援等の活動が充実するよう、補助 単価の見直しを行うこと

等によるフォスタリング機関に対する支援の拡充

- ② 特別養子縁組の民間あっせん機関に対する助成事業について、年度 ごとに補助事業者を採択する仕組みのモデル事業の一部を一般事業化し、民間あっせん機関による取組の安定化を図るとともに、補助対象 となる事業者数を拡大するほか、特別養子縁組を行った当事者同士や 民間あっせん機関等の交流等に取り組むことによる特別養子縁組の推進
- ③ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の施設整備費等の補助率の 嵩上げ(1/2→2/3) や、地域小規模児童養護施設等の定員要件の緩和 等の実施による児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進
- ④ 里親支援専門相談員や心理療法担当職員の配置支援や、地域の要支援家庭等を一時的に入所又は通所させて支援を行う親子支援事業による支援の実施等による児童養護施設等の地域支援に係る取組の推進
- ⑤ 児童養護施設の退所者等への支援を行うコーディネーターの配置に 対する補助の拡充や、医療機関・就労支援機関への同行支援等に係る 補助の拡充等による自立に向けた継続的・包括的な支援体制の強化
- ⑥ 児童家庭支援センター等の機関が行う子どもや保護者等への支援について、児童相談所の指導委託だけでなく、市町村等から依頼を受けて個別ケースの対応を行う場合にも補助対象とするとともに、法的な問題が絡む相談にも対応できるよう、弁護士の嘱託費用等を補助する「法的問題対応加算」の創設による事業の拡充
- ⑦ 働く場所として児童養護施設等の魅力等を発信するため、学生向け の広報啓発活動や、各施設等での職場体験等を支援する「社会的養護 魅力発信等事業」を創設するとともに、児童養護施設等における児童 相談所職員OB等の雇上げや、児童養護施設等職員の相談支援体制の

構築の支援

などを計上している。

また、令和3年度補正予算においては、

- ① 児童養護施設退所者等に対する生活費等の貸付けについて、主に施設退所時に申請を行うものとしていたが、申請時期を退所時に限定せず、退所後5年まで延長し、退所後の状況変化にも対応できるよう事業を拡充
- ② 児童養護施設の退所者等の実態把握等に取り組む事業や、児童養護施設の退所者等に対する生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所の整備費を補助する事業の創設

などを計上している。

さらに、社会的養護関係施設の職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を月額9,000円引き上げるための措置を、令和4年2月から実施することとし、令和3年度補正予算に「社会的養護従事者処遇改善事業」を計上している。本事業は、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームを対象として、令和4年2月から9月までの間、職員に月額9,000円の処遇改善を行うための必要な費用等に対する補助を行うものである。処遇改善の具体的な実施方法については、対象施設等の判断による柔軟な運用を認めることとしているが、令和4年4月分以降は、最低でも処遇改善の額の2/3以上はベースアップ(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に充てることを要件としている。令和4年10月分以降については、児童入所施設措置費等国庫負担金において同様の措置を行う。対象施設等において着実に処遇改善が実施されるよう、予算の円滑な執行にご協力をいただきたい。

各都道府県等におかれては、令和3年度予算で措置されている内容も 含め、こうした国の財政面での支援を積極的に活用いただき、社会的養 育の充実に向けた取組を一層強化していただくようお願いする。

### (2) 里親等委託の推進について

① 里親等委託の推進に向けた取組について(関連資料3~4参照)

平成28年の児童福祉法改正で明記された「家庭養育優先の原則」を 徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、令和2年度より、 都道府県社会的養育推進計画に基づく取組を実施していただいている ところである。厚生労働省としては、里親等委託率の数値目標や里親 推進に向けた取組等を「見える化」するため、レーダーチャートとし て取りまとめを行い、公表を行ったところである。 その上で、令和6年度末までの期間を「集中取組期間」として位置付け、意欲的に取り組む都道府県等に対して、令和3年度から補助率の嵩上げ等の財政支援を行う「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針を示しているところであり、令和3年度には35自治体を当該プランによる財政支援の対象として採択を行った。令和4年度に向けて、改めて申請の受付を行うので、当該プランによる財政支援の活用についてご検討いただきたい。

また、昨年、「子育で短期支援事業における里親の活用について」 (令和3年1月27日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知) により、子育で短期支援事業における里親の活用について周知したと ころであるが、短期間の養育経験を通じて、長期間の子どもの養育に 対する具体的なイメージや里親制度に対する興味・関心を持ってもら うことにより、里親の成り手の増加(里親登録の増加)が期待される とともに、未委託里親や新規登録里親も含めて、里親全体のスキルア ップ(質の向上)も図られることから、引き続き、都道府県におかれ ては、市町村やフォスタリング機関等の関係機関と連携の上、当該事 業における里親の活用を積極的に進めていただきたい。

- ② 里親制度・特別養子縁組制度の広報啓発について(関連資料5参照) 厚生労働省では、里親制度や特別養子縁組制度に対する社会的認知 を高め、より一層の推進を図るため、広報啓発活動を実施している。 令和3年度においては、里親制度について、
  - · 全国向け地上波テレビCMの放映
  - インターネットや新聞等における広告の実施
  - シンポジウムの開催
  - ・ 都道府県と連携した広報啓発活動の実施

等の取組を実施した。

また、特別養子縁組制度について、

- ・ インターネットや新聞等における広告の実施
- · Youtubeにおける動画広告等
- シンポジウムの開催
- ・ 不妊治療当事者団体等と連携した広報啓発活動の実施

等の取組を実施したところである。

これらの広報啓発活動に使用したコンテンツについて、随時、各自 治体に提供しているところであるが、引き続き、様々な機会を通じて、 里親の開拓等につながる取組を積極的に実施していただきたい。

### ③ 特別養子縁組の推進について(関連資料6参照)

保護者のない子どもや、虐待を受けた子どもなど、社会的養育が必要な子どもに対し、温かく安定した家庭の中での養育を確保する上で、養子縁組あっせん事業が果たす役割は重要であり、その業務の適正な運営を確保する観点から、民間あっせん機関による養子縁組あっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号。以下「あっせん法」という。)が制定され、平成30年4月1日より施行されている。

過去には、金品による優先的なあっせんや、実親への不十分な意思確認など、養子縁組あっせん事業を行う者の対応が不適切な事案も生じており、同事業の適正かつ円滑な運営が図られるよう、今後、新たに許可申請を希望する者への対応を含め、引き続き、適正に対応していただくようお願いしたい。

また、児童相談所は、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんについて、児童の最善の利益に資する観点から、養子縁組のあっせんに必要な情報を共有すること等により相互に連携を図りながら協力するように努めなければならないこととされている(あっせん法第4条)ことから、各児童相談所においては、民間あっせん機関から相談等があった場合には適切に対応していただくようお願いしたい。

なお、あっせん法の規定に基づく許可を受けた養子縁組あっせん事業者については、有効期間満了後引き続き当該許可に係る養子縁組あっせん事業を行おうとする場合、許可の有効期間の更新を受ける必要がある。許可の有効期間は3年であるところ、あっせん法施行から3年半以上が経過し、多くの民間あっせん機関が有効期間の満了を迎えることから、有効期間満了後も引き続き養子縁組あっせん事業を行おうとする民間あっせん機関に対しては、事前に更新を案内していただく等、適切に更新手続ができるようにご配慮いただきたい。

また、民間あっせん機関の業務の質の評価については、「民間あっせん機関の第三者評価基準について」(令和元年11月20日付け子発1120第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)を通知し、厚生労働省ホームページにおいて厚生労働大臣が指定する第三者評価の評価機関を公表しているところである。各都道府県等におかれては、民間あっせん機関が適切に第三者評価を受審いただくよう、引き続き、指導等をお願いする。

また、令和4年度予算案では、特別養子縁組の民間あっせん機関に対する助成事業について、年度ごとに補助事業者を採択する仕組みのモデル事業の一部を一般事業化し、民間あっせん機関による取組の安定化を図るとともに、補助対象となる事業者数を拡大することとしているので、各都道府県等においては、適切な予算措置をお願いする。

なお、「養親希望者手数料負担軽減事業」については、養親希望者の

居住する都道府県等に対する補助事業であることから、民間あっせん 機関の有無に問わず、積極的な実施をお願いする。

### ④ その他

### ア 里親等への受託支度費の実費支給化

児童入所施設措置費等国庫負担金においては、里親又はファミリーホームへの委託や、自立援助ホームへの入所について、委託や入所の際、「受託支度費」として、1人当たり44,630円(令和4年度予算案)を支弁することとなっている(自立援助ホームへの支弁については、保護者のいない児童等の基準に該当する者に限る。)。

これは、新たに、委託や入所を行う際に、年齢等に応じた適切な環境を用意する観点から、初期費用として必要となる物品等の購入費用を想定したものである。

こうした「受託支度費」の趣旨を踏まえ、令和4年度より、1人当たり単価として定額を支弁する方法から、当該単価を上限額とした上で、実費を支弁する方法に変更することとし、委託される児童や入所者のために支出される経費であることを明確化することとした。詳細については、追って事務連絡を発出する予定であるので、ご留意いただきたい。

### イ 新生児・乳児の里親委託

特定の大人との愛着関係の下で養育されることが、子どもの心身の成長や発達には不可欠であり、今後の人格形成に多大な影響を与える時期でもあることから、長期的に実親の養育が望めない場合は、子どもにとって安定し、継続した家庭における養育環境と同様の養育環境を提供することが重要である。このため、特別養子縁組を希望する養子縁組里親に委託し、子どものパーマネンシー(恒久的な養育環境)を保障することを優先して検討するようお願いする。

また、委託の期間が限定されている場合も、特定の大人との関係を築くことは、健全な心身の成長や発達を促すことから、積極的に養育里親への委託を検討するようお願いする。

新生児については、障害の有無が明らかになる年齢を待ってから、 里親委託を検討する考え方もあるが、心身の発達にとって大切な新 生児の時期から里親委託を検討するようお願いする。

### ウ 乳児院から里親への措置変更の推進

できるだけ早い時期に家庭における養育環境と同様の養育環境で、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが子どもの心身の成

長や発達には不可欠であることから、乳児院から措置変更する子どもについては、原則として、里親委託への措置変更を検討するようお願いする。

エ 里親希望者が単身、共働き、LGBT等である場合の取扱いについて

里親の登録や認定については、里親登録又は認定を希望する者が 単身、共働き、LGBT等であるか否かにかかわらず、里親の種類 に応じた要件に沿って登録又は認定の可否が判断されるべきもので あるため、その徹底をお願いする。

また、里親家庭の選定についても、委託する子どもとの適合を重視し、里親の年齢、実子の養育経験、これまでの受託経験、幼児への養育が適した里親であるか、発達の遅れや障害等に対応できる里親であるか、また、保護者との対応が可能な里親であるかなど、里親の持つ特性や力量について考慮した上でマッチングを行うべきものであり、子どもの受託を希望する登録里親が単身等であるか否かにかかわらず、マッチングがされるべきものであるため、その徹底をお願いする。

- (3)施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の 推進等について
  - ① 乳児院・児童養護施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機 能化・機能転換の推進

これまで、施設の専門性を活かし、子どもを保護し、養育する重要な役割を担ってきた乳児院や児童養護施設については、家庭養育優先原則を進める中においても、施設での養育を必要とする子どもに関し、小規模かつ地域分散化された「できる限り良好な家庭的環境」において、高機能化された養育や親子関係再構築に向けた保護者等への支援を行うとともに、里親や特別養子縁組を含む在宅家庭への支援等を行うことなど、施設の多機能化を進めていくことが求められている。

このため、都道府県社会的養育推進計画において、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組について記載いただくとともに、各施設に小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた計画を策定いただくことにしている。

令和4年度予算案では、児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の 推進に向けて、

・ 意欲的に取り組む自治体・施設等を支援するため、小規模かつ

地域分散化された施設を整備する際の施設整備費等の補助率の嵩上げ (1/2→2/3) や、自治体における整備候補地の確保に向けた取組等の支援

- ・ 都市部等における取組を促進するため、地域小規模児童養護施設及び分園型小規模グループケアの定員要件の緩和(現行定員6人→定員4~6人の範囲内で設定)
- ・ 本体施設の基幹職員が地域小規模児童養護施設等のバックアップ活動に専任できるよう、基幹職員の代替職員に係る人件費等の加算

などについて、引き続き、実施することとしている。

また、里親養育への支援の拡充など施設における地域支援機能を強化するため、

- ・ 自治体と連携して里親養育への支援に積極的に取り組む乳児 院・児童養護施設に対する里親支援専門相談員の配置への支援
- ・ 施設の専門性・ノウハウを活用し、里親やファミリーホーム、 自立援助ホーム等への巡回支援を行う児童養護施設等に対する心 理療法担当職員の配置への支援
- ・ 市町村等と連携し、地域における要支援家庭等を一時的に入所 又は通所させて支援を行う親子支援事業の実施(児童入所施設措 置費の施設機能強化推進費加算)
- ・ 乳児院等の地域支援の取組を推進するため、地域の要支援家庭 等への訪問支援等を行う施設に対して、家庭支援専門相談員加算 の加算要件(定員30名以上の施設のみ配置可能)の緩和

等についても、引き続き、令和4年度予算案で盛り込んでいるところである。

各都道府県等におかれては、各施設とも連携し、都道府県社会的養育推進計画等に基づく取組が着実に進むよう、こうした取組の積極的な活用について検討していただきたい。

### ② 母子生活支援施設の多機能化等の推進について

母子生活支援施設は、従来から母子を分離せずに入所させ、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、支援のニーズに応じて適切に利用されることが重要である。

また、乳児院や母子生活支援施設、産科医療機関等にコーディネーターや看護師を配置し、妊娠期から出産後までの継続した支援を提供する「産前・産前母子支援事業」を実施しているところであるが、管内の母子生活支援施設と当該事業の実施について協議を行っていただくなど、妊婦等に対する支援体制の整備に当たり、母子生活支援施設

の活用を検討していただきたい。

さらに、DV被害者への対応については、加害者からの安全な保護のために広域的な対応を求められることも多いことから、個々の母子の状況に応じた円滑な広域入所や入所期間の調整をお願いする。

なお、母子生活支援施設の入所期間に一律の期限を設けている市町 村もあるが、期限到来により安易に保護を解除するのではなく、支援 の必要性に応じて判断するよう、市町村への周知・徹底をお願いする。

### ③ 児童家庭支援センターの活用について

児童家庭支援センターについては、「都道府県社会的養育推進 計画の策定要領」において、

- ・ 児童家庭支援センターが地域支援を十分に行えるように、その地域及び配置などを考慮して、市区町村子ども家庭総合支援拠点の機能を担ったり、フォスタリング機関としての機能を担うなど、機能強化を図ること
- ・ 児童家庭支援センターは、虐待相談が急増する中で、児童相談所の補完的役割を果たす拠点として制度化された背景を踏まえて、児童相談所の管内の人口規模に応じた配置や、都道府県域が広域にわたるなど児童相談所が身近にない地域への設置を検討すること
- ・ 施設の地域支援機能や里親支援機能の強化の一環として各施設の ほか、NPO法人や医療法人等多様な民間団体が、児童家庭支援セ ンターを開設できるような働きかけを行うこと とされている。

また、児童相談所が行う在宅指導措置について、その支援内容は個々のケースによって様々であることから、児童家庭支援センター等の民間機関と協働し、より多くの必要とされるケースに適切に在宅指導措置が提供されるように取り組むことが必要となる。

さらに、令和4年度予算案では、個別ケースの対応について、要保護児童対策地域協議会で児童家庭支援センターが主たる支援機関とされたものについて、市町村等から依頼を受け、児童家庭支援センターが具体的な支援を実施する際の費用を補助する仕組みを創設したところである。

これらを踏まえ、児童家庭支援センターの整備等による支援体制の構築について、引き続き、取り組んでいただくとともに、「指導委託促進事業」の活用等により、児童家庭支援センターによる子どもや家庭への支援を積極的に検討していただくよう、お願いする。

### ④ 職員の人材確保・育成について

### アー人材確保

施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進等に当たり、追加的な人員配置を行う場合も含め、引き続き、専門人材の確保・育成に取り組むことが必要である。

このため、令和4年度予算案では、働く場所として児童養護施設等の魅力等を発信するため、学生向けの広報啓発活動や、各施設等での職場体験等を支援する「社会的養護従事者魅力発信等事業」を創設し、人材確保に関する取組の強化を図ることとしている。

養成校等の学生向けに行う広報啓発に活用するコンテンツの作成 等を想定した事業であることから、当該事業の成果物については、 各自治体に情報提供を行う予定である。こうした取組の活用も含め、 各施設における人材確保への支援に取り組んでいただきたい。

### イ 研修

### i 職員の資質向上のための研修

児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業(各施設種別、職種別に行われる研修への参加促進や、障害児入所施設や家庭的環境の下での個別的な関係を重視したケア等を実施している施設での実践研修を支援するもの)については、令和4年度予算案においても、引き続き、実施することとしているので、職員の資質の向上や被措置児童等虐待を含めた子どもの権利擁護の徹底等の観点から、積極的に活用願いたい。

### ii 施設長研修

施設長研修は、施設長の任用要件であるとともに、2年に1回以上の受講を義務付けているが、令和4年度は社会的養護施設関係5団体が共催で11月(東京会場)、12月(大阪会場)にて研修の開催を予定している。

なお、児童自立支援施設の任用時研修については、国立武蔵野 学院附属人材育成センターでも行っている。

### iii 基幹的職員の配置の推進

各施設において自立支援計画等の作成・進行管理、職員の指導等を行う基幹的職員を配置することは、施設運営の質の向上に資するものである。基幹的職員が配置されていない施設がある都道府県等においては、基幹的職員の配置の検討をお願いする。

また、基幹的職員の要件となる研修を行う「基幹的職員研修事業」を補助事業として平成21年度より実施しているので、施設運営の質の向上に本事業の実施を検討されたい。

### iv 国立武蔵野学院附属人材育成センターの研修

国立武蔵野学院附属人材育成センターでは、これまでの施設や機能及びこれまで培ってきた職員のノウハウ等を活かしながら、児童福祉司等の養成及び社会的養護に携わる職員のスキルアップに対応した研修の充実を図ったところである。令和4年度においても、「基幹的職員研修事業」で研修の企画・実施を行う者(講師)向けの指導者養成研修、児童自立支援施設職員研修や児童相談所一時保護所職員等に対する研修を実施する予定としているので、各都道府県等におかれては積極的な参加をご検討いただきたい。

### ⑤ 施設運営の質の向上について

ア 第三者評価の受審と公表について

社会的養護関係施設については、施設における処遇の質の向上及び更なる子どもの権利を擁護するといった視点から、平成24年4月より3か年度に1回以上の第三者評価の受審と結果の公表が義務付けられているところ。また、第三者評価を受審しない年においても、各施設は第三者評価の項目に準じて自己評価の実施、公表を行うこと(「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第24条の3、第29条の3、第45条の3、第76条の2、第84条の3)となっているので、あわせて指導願いたい。

なお、第三者評価事業者が行う評価の基準については概ね3年毎に見直すこととなっており、全国推進組織である全国社会福祉協議会に設けられた「福祉サービスの質の向上推進委員会」に設置されている児童部会社会的養護小委員会において、次期(令和4年度を始期とする3年間)に向けた見直し検討を行ったところである。

具体的な改定内容として、

- ・施設経営に関して、都道府県社会的養育推進計画の動向を把握すること
- 権利擁護の評価細目に「自分から声を上げられない子どもの権利を保障するための取り組みが重要である」こと
- ・多様な性、外国籍にルーツを持つ子どもなど、背景の多様性について尊重すること

等の観点を踏まえ加筆等がなされたところである。これらについては近く取りまとめた上、通知を予定しており、令和4年度から適用されるため、予めご承知おきいただきたい。

イ 施設等の被措置児童等虐待について(関連資料7参照)

児童福祉法改正により、平成21年4月から被措置児童等虐待の防止に関する事項が制度化されているが、毎年、施設職員等による被措置児童等への虐待事案が生じている。

都道府県等においては、「被措置児童等虐待対応ガイドライン」 (平成21年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長、 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知)等 により、被措置児童等虐待の発生予防から早期発見、迅速な対応、 再発防止等に取り組んでいただいているところであるが、これまで の届出・通告状況、事実確認状況等を踏まえ、あらためて貴管内に おける被措置児童等虐待への対応体制について、子どもの最善の利 益や権利擁護の観点に即したものになっているか確認願いたい。

特にすべての関係者に対する意識啓発や子どもへの周知について は、不断の取組をお願いする。

その上で、被措置児童等の権利が侵害されている場合や生命・健康・生活が損なわれるような事態が予想される場合等には、被措置児童等を保護し、適切な養育環境の確保をお願いする。また、不適切な事業運営や施設運営が行われている場合には、事業者や施設を監督する立場から、児童福祉法に基づき適切な対応をお願いする。

また、児童福祉法第33条の16の規定により、都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待あった場合に講じた措置等を公表するものとされているため、各都道府県におかれては、被措置児童等虐待の状況等の公表につき、遺漏なきようお願いしたい。

なお、施設等における被措置児童等虐待対応に関しては、総務省 行政評価局の行った実態調査に基づき、

- ・児童に対する虐待の有無を確認する端緒・機会として、監査の 有効性、監査児のチェックポイントを示し、監査時に虐待の有 無の確認を求めること
- ・虐待に関する通告・届出制度の運用実態を点検すること。その 結果を踏まえ、処理フローの見直しを含め、通告・届出が確実 に都道府県知事に届く措置を講ずること
- ・「被措置児童等虐待対応ガイドライン」に、児童福祉法第33条 の15の規定の趣旨・目的、採るべき措置内容を明記し、都道府 県児童福祉審議会からの意見聴取の徹底を図ること

等といった見直しや必要な措置を講ずるよう勧告がなされている。 施設等の指導監査については、今般、「「児童福祉行政指導監査の 実施について」の着眼点について」(【一部改正】令和3年12月24日 子家発1224第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉長通 知)を改定し、監査指導時には子どもの権利擁護に向けた取組みや被措置児童等虐待の防止に向けた体制整備状況について確認することに加え、被措置児童等虐待や不適切な取り扱い、権利侵害のおそれのある事案が発生していないかを確認するためのチェックポイントを新たにお示ししたところである。指導監査担当部局においては、被措置児童等から聴き取りをおこなうなどして、被措置児童等虐待の有無についても点検に努めるよう、より一層の指導監査体制の充実をお願いする。

また、施設等における被措置児童等虐待通告・届出の対応については、勧告の内容を踏まえた「被措置児童等虐待対応ガイドライン」の改定を検討しており、近くその内容について周知する予定であるので、今後とも、適切な対応を心がけていただきたい。

### ウ 子ども間の性的問題行動について

児童養護施設等は、子どもたちが信頼できる大人や仲間の中で安心して生活を送ることができる場である必要があり、子ども間の性的暴力が起こることはあってはならない。

そのため、平成31年4月に、すべての子どもに対する定期的な面接の実施や性教育の実施等、平成30年度の調査研究で聞き取った施設の取組事例を参考に未然防止や早期把握を徹底すべきことや、事案を把握した場合の児童相談所や保護者への報告と被害児童に対する安全確保や専門的ケアを確実に実施すべきこと等を通知しており、各都道府県においては、子どもの権利擁護が図られるよう、引き続き、各施設等への周知・徹底を図られたい。

なお、令和元年度の調査研究においては、平成30年度の調査研究で収集したデータを活用して、子どもが抱えている問題の背景や施設等での取組状況等と、把握された事案との関連性等について分析を行うとともに、その分析結果等を踏まえた施設現場等の実践に役立つチェックポイントを作成した。

また、令和2年度においては、昨年度作成したチェックポイントについて、調査やインタビュー結果、実践した結果について評価・分析し、施設等での普及・活用を図るため、初学者や導入を検討する施設向けのチェックポイントの「導入編」を開発したところ。

これら調査研究も参考の上、問題の発生予防について対策を講じられたい。

### (4) 児童養護施設退所者等の自立支援の充実について

### ① 社会的養護自立支援事業等について (関連資料 8 参照)

児童養護施設退所者等については、住居や生活費等の安定した生活 基盤の確保のほか、退所後の生活における不安や悩み等へのケアなど、 様々な観点から、適切な支援を行うことが必要となる。

特に、里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳(措置延長の場合は20歳)到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合については、「社会的養護自立支援事業」を活用し、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施することができることとなっている。

令和4年度予算案においては、社会的養護自立支援事業について、 児童養護施設の退所者等への支援を行うコーディネーターの配置に対 する補助の拡充や、医療機関・就労支援機関への同行支援等に係る補 助の拡充を行うこととしている。

また、児童養護施設退所者等に対する生活費等の貸付事業について、 主に施設退所時に申請を行うものとしていたが、令和3年度補正予算 において、申請時期を退所時に限定せず、退所後5年まで延長し、退 所後の状況変化にも対応できるよう事業を拡充しており、子どもの自 立に向けた継続的・包括的な支援の充実を図っているところである。

特に、社会的養護自立支援事業を活用した支援については、自治体により取組状況の差が生じていることから、事業の対象となる者が必要な支援が受けられないことがないよう、各都道府県等におかれては、必要な予算措置を行い、適切な自立支援を実施していただきたい。

### ② 措置延長等の積極的な活用について

措置延長や措置継続については、「児童養護施設等及び里親等の措置延長等について」(平成23年12月28日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)において、その考え方を示しているところであるが、特に、

- ・ 大学等や専門学校等に進学したが生活が不安定で継続的な養育を 必要とする児童等
- ・ 就職又は福祉的就労をしたが生活が不安定で継続的な養育を必要 とする児童等
- ・ 障害や疾病等の理由により進学や就職が決まらない児童等であって継続的な養育を必要とするもの

などの場合、積極的に措置延長を行うよう、検討することとしている ことを踏まえ、制度の適切な運用をお願いする。

### ③ 自立援助ホームの活用について

自立援助ホームについては、施設を退所した子ども等が共同生活を 行う住居において日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援な どを行うものであるが、地域の関係機関から市区町村に寄せられた保 護や自立支援の相談が、児童相談所まで届かず、自立援助ホームの入 所につながらないとの指摘もある。各都道府県等におかれては、市区 町村に寄せられた自立支援のニーズが自立援助ホームの入所に適切に つながるよう、管内市区町村への働きかけをお願いする。

### ④ 社会的養護経験者のネットワーク形成について (関連資料9参照)

厚生労働省では、児童養護施設退所者等の社会的養護経験者同士が その支援者団体等も含めて、交流を深め、意見交換及び意見表明を行 う機会等を確保することで、社会的養護経験者の孤立を防ぐとともに、 社会的養護経験者が抱える課題等を把握し、適切な自立支援策の構築 を図るため、「社会的養護経験者ネットワーク形成事業」を実施してい る。

令和3年度における当該事業では、社会的養護経験者全国交流会 (令和4年2月11日~13日開催)を実施するとともに、社会的養護経 験者向けウェブサイトの構築を行ったところである。ウェブサイトは、 当事者の意見も踏まえた上で、社会的養護経験者に対する支援団体や 支援の情報等を掲載しているものであることから、自立支援に関わる 関係機関等に広く周知していただきたい。

(参考) 社会的養護経験者向けウェブサイト ※ 随時、更新予定 https://irisconnect.jp/

### (5) 児童養護施設等における新型コロナウイルス感染症対策について

児童養護施設等における新型コロナロナウイルス感染症の感染拡大防止について、これまでも関係者の皆様に多大なる御尽力いただいており、 改めて感謝申し上げる。

令和3年度補正予算に計上した「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」は、児童養護施設等において、感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくために必要な経費として、

- 代替職員の確保に必要な経費
- 職員の超過勤務手当等
- ・ 行政検査の対象とならず、やむを得ず施設等の負担で職員がPCR 検査等の検査を受けた際に要した経費
- ・ 職員が出勤後に発熱した場合に備えるなど、必要な範囲で施設等 が医療用抗原検査キットを購入する経費(自治体による一括購入に

よる配布やそのための備蓄を含む。)

・ その他自治体が業務の継続に必要な経費として認めるもの(他の 補助制度の活用ができないもの)

等も含まれているので、当該事業を活用して必要な対策を実施していただきたい。

なお、事業の基準額(1か所当たり800 万円)は、「児童養護施設等の入所児童等及び職員に新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者や感染(又は感染が疑われる)者が発生した場合等、都道府県知事が必要と認める場合は、管内の対象施設等の基準額の総和の範囲内で施設等ごとの基準額を調整することができることとされているので、必要に応じ、この仕組みを活用していただきたい。

### 社会的養育関連予算について

### 家庭養育優先原則に基づく取組等の推進

- ・児童入所施設措置費等1,360億円
- ・里親制度等広報啓発事業2.1億円
- ・養子縁組民間あっせん機関職員研修事業20百万円
- · 社会的養護魅力発信等事業 (新規) 20百万円
- ・児童虐待・DV対策等総合支援事業381億円の内数
- ・里親養育包括支援(フォスタリング)職員研修事業34百万円
- ・社会的養護出身者ネットワーク形成事業12百万円

### 包括的な里親養育支援体制の構築

里親のリクルートから委託後支援・交流に至るまでの一貫した里親 養育支援を総合的に実施する事業に要する費用を補助。

### <取組内容>

- 令和6年度末までの集中取組期間における補助率の嵩上げ (1/2→2/3) を行うほか、里親委託に意欲的に取り組む自治体が行う 先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開等を実施。 新規登録里親へ経験豊富な里親を派遣して養育支援する取組を創設。
- 里親家庭の一時的な休息 (レスパイト) への支援の強化。
- 自立支援担当職員の補助単価の見直し(事業費を追加)。

- ・広報の企画立案、講演会や説明会の開催等による制度 の普及啓発
- ・登録前研修、更新研修の実施 ・委託後や未委託里親へのトレーニングの実施
- ・子どちと里親とのマッチング ・自立支援計画の作成
- - ・委託後の里親家庭への訪問支援、夜間・休日相談

施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び

多機能化・機能転換等に向けた取組の推進

・定期的な相互交流の場を設け、情報交換等を図る

### 特別養子縁組の推進

民間養子縁組あっせん機関に対して、体制整備を 進めるためのモデル事業や、養親希望者等の負担軽減 を図る事業による支援の実施のほか、職員の研修や 第三者評価受審費用等への助成等を実施。

- 年度ごとに補助事業者を採択する仕組みのモデル事業の一部を-業化し、取組の安定化を図るとともに、補助対象となる事業者数を拡大。
- 特別養子縁組を行った**当事者同士や**あっせんを行った<mark>機関の交流</mark>等に

### 施設

里親

児童養護施設や乳児院等の施設において、 かつ地域分散化」に向けた取組や、地域支援に関する 取組強化を含めた、「高機能化及び多機能化・機能転 換しに関する取組等を推進。

### <取組内容>

小規模かつ地域分散化に意欲的に取り組む自治体に対して、令和6年 度末までの集中取組期間における整備費の<mark>補助率の嵩上げ(1/2→2/3)</mark> を実施するとともに、定期借地権設定のための一時金の一部を補助。等

自立

里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置が行われていた者で、18歳(措置延長の場合は20歳)に到達したことに より措置解除された者について、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合に、22歳の年度末までの間、住まいの確保 に関する支援や、生活相談・就労相談等による支援を実施。

### <取組内容>

- **コーディネーターの配置**に対する補助の拡充のほか、**医療機関や就労支援機関への同行支援**等を行うための補助を拡充。
- 施設退所者等の実態把握等を進めるとともに、自立支援のための体制整備を促進する。
- 施設退所後の生活費や家賃の貸付について、申請時期を施設退所時に限定せず、退所後5年まで延長。
- ※ 実態把握等を行うための補助制度及び施設退所後の貸付は令和3年度第1次補正予算において措置。

上記のほか、社会的養護関係施設の職員に対する<mark>処遇改善(3%程度(月額9,000円)引上げ)</mark>を令和3年度第1次補正予算及び令和4年度予算案において措置。 また、令和2年度補正予算に引き続き、ICT化、感染対策に伴うかかり増し経費等の補助を令和3年度第1次補正予算において措置。

### 里親養育包括支援(フォスタリング)事業

令和4年度予算案:212億円の内数(児童虐待·DV対策等総合支援事業)

### 1. 事業内容

里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援(未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。)に至るまでの一貫した里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施する事業に要する費用を補助。

### ①里親制度等普及促進・リクルート事業

里親のリクルートに向けた現状分析や企画立案を行うとともに、それらを踏まえた積極的な広報啓発活動の実施により新たな里親を開拓する。

### ②里親研修・トレーニング等事業

里親に対する登録前研修や更新研修を実施するとともに、未委託里親や委託後の里親に対して、事例検討やロールプレイ、実習などのトレーニングを実施することにより、養育技術の維持、向上を図る。また、フォスタリング業務を担当する職員の研修への参加を促進し、資質向上を図る。

### ③里親委託推准等事業

子ども、実親及び里親家庭のアセスメントを踏まえた情報を基に、委託先の候補となる里親家庭の選定、委託の打診と丁寧な説明、子どもと里親の面会等を実施するとともに、委託後の子どもの自立に向けて、子どもや里親等の意向を踏まえた効果的な自立支援計画を作成する。

### ④里親訪問等支援事業

里親家庭等への定期的な訪問や夜間・休日の相談窓口の開設等により、相談に応じるとともに、子どもの状態の把握や里親等への援助を行う。また、 里親等が集い、養育についての話し合い等相互の交流を定期的に行い、情報交換や養育技術の向上を図る。 また、フォスタリング機関が24時間の相談体制及び緊急時に里親家庭へ駆けつけられる緊急対応体制の整備を行う。

### ⑤里親等委託児童自立支援事業

フォスタリング機関に進学・就職等の自立支援や退所後のアフターケアを担う自立支援担当職員を配置し、児童養護施設等と同様、里親・ファミリーホームにおいても委託解除前から自立に向けた支援を行う。

### ⑥共働き家庭里親委託促進事業

企業に働きかけ、里親委託と就業の両立が可能となるような仕組みづくりを官民連携の下、共有し、分析・検証し、その成果を全国的に普及拡大する。

### ⑦障害児里親等委託推進モデル事業

障害児やその養育者への支援に関して専門的なノウハウを有する児童発達支援センター・障害児入所施設等と連携し、障害児の養育を行う里親等を訪問して必要な支援を行うなど、障害児養育に係る甲親等の負担軽減に向けた支援体制の構築を図る。

### ⑧里親等委託推進提案型事業

「概ね5年以内に3歳未満児の里親等委託率75%以上」の目標の達成に向けて意欲的に取り組む自治体が行う先駆的な取組を支援し、効果的な 取組事例の横展開を図る。

### 2. 拡充内容(令和4年度予算案)

### <里親訪問等支援事業(拡充)>

- ○里親家庭養育協力支援の創設(加算分に追加)
  - ・新規に登録した里親が里親委託を受ける場合に、<u>経験豊富な里親を派遣して養育を支援</u>する取組を創設 → 1回当たり:4,860円 (経験豊富な里親の家庭に、新規に登録した里親が出向き、里親委託による養育を体験することも可能)
- ○養育児童預かり支援の創設(加算分に追加)
  - ・里親家庭が一時的な休息(レスパイト)を取りやすくなるよう、<u>フォスタリング機関が子どもの一時預かりを行うための支援</u>を創設。 → ①受入準備経費:8,000千円、②宿泊を伴う一時預かり:13,980円(日額)、③宿泊を伴わない一時預かり:5,500円(日額)
- <里親等委託児童自立支援事業(拡充)>
  - ・自立支援担当職員による訪問支援等の活動が充実するよう、補助単価の見直しを行う。
    - 2,906千円(年額)→ 【要求】事務費 2,906千円、<u>事業費 1,082千円</u> ※対象者10人以上かつ支援回数120回以上の場合

令和3年度予算より、令和6年度末までの「集中取組期間」で以下の要件のいずれも満たす場合に補助率の嵩上げを実施(1/2 ⇒ 2/3)

- (1) 「3歳未満児の里親等委託率」及び「新規登録里親数」のいずれもが対前年度比で増加見込みであること
- (2) <mark>里親委託・施設地域分散化等加速化プランを策定</mark>し、当該プランにおける計画値が以下の要件のいずれかに合致していること
  - i 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率75%以上を目指す自治体
  - ii 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率が令和元年度末と比較して3倍以上の増加を目指す自治体
- (3) 加速化プランにおける里親のなり手を増やすための方策として、以下の項目について、事後的に取組状況を検証可能とする具体的な取組内容を策定していること
  - i フォスタリング体制の構築
  - ii 里親リクルート
  - iii 研修・トレーニング
  - iv マッチング
  - v 委託後の相談支援

### 3. 補助基準額等 ①統括責任者加算・・・・・・・1か所当たり ⑥里親訪問等支援事業 ・・・・・・1か所当たり 9,796千円 5,865千円 里親等委託児童数 ②市町村連携加算・・・・・・・1か所当たり 5,700千円 20人以上40人未満・・・・・・1か所当たり 2,340千円加算 ③里親制度等普及促進・里親リクルート事業 40人以上60人未満・・・・・・1 か所当たり 4,308千円加算 都道府県等が実施する場合・・・・・1 自治体当たり 1,932千円 60人以上80人未満・・・・・・1か所当たり 7,777千円加算 委託して実施する場合・・・・・・1か所当たり 1.288壬円 80人以上・・・・・・・・・1か所当たり 里親リクルーター配置加算・・・・・1 か所当たり 5,736千円加算 10.496千円加算 心理訪問支援員配置加算(常勤)・1か所当たり 5,098千円加算 新規里親登録件数 心理訪問支援員配置加算(非常勤)・1か所当たり 1,552千円加算 15件以上25件未満・・・・・ 1か所当たり 1,306千円加算 25件以上35件未満・・・・・ 1か所当たり 里親家庭養育協力支援・・・・・・1日当たり 4,860円 «新規» 1.862千円加算 35件以上・・・・・・・ 1か所当たり 2,417千円加算 養育児童預かり支援 ④里親研修・トレーニング等事業 受入準備経費・・・・・・・・・1 か所当たり 8,000千円 **«新規»** 一時預かり(宿泊を伴うもの)・・・1日当たり 13,980千円 **《新規》** 都道府県等が実施する場合・・・・1 自治体当たり 7,759千円 一時預かり(宿泊を伴わないもの)・1日当たり 5,500千円 《新規》 委託して実施する場合・・・・・1か所当たり 5,173千円 5,431千円加算 ⑦里親等委託児童自立支援事業 里親トレーナー配置加算(常勤)1か所当たり アフターケア対象者10人以上かつ 里親トレーナー配置加算(非常勤) 1か所当たり 2,604千円加算 支援回数120回以上の場合・・・・ 1 か所当たり 研修代替要員費・・・・・・・1人当たり 38千円 3,988千円 «拡充» アフターケア対象者20人以上かつ ⑤里親委託推進等事業 ・・・・・・1か所当たり 6,476千円 支援回数240回以上の場合・・・・ 1か所当たり 7,898千円 «拡充» 新規里親委託件数

2.882千円加算

3,947千円加算

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市(設置予定市区を含む。)

【補助 率】①~⑨の事業 国:1/2(又は2/3)、都道府県・指定都市・児相相談所設置市:1/2(又は1/3)

⑩の事業 定額(国:10/10相当)

15件以上30件未満・・・・・・1か所当たり

30件以上45件未満・・・・・・1か所当たり

45件以上・・・・・・・・・1か所当たり

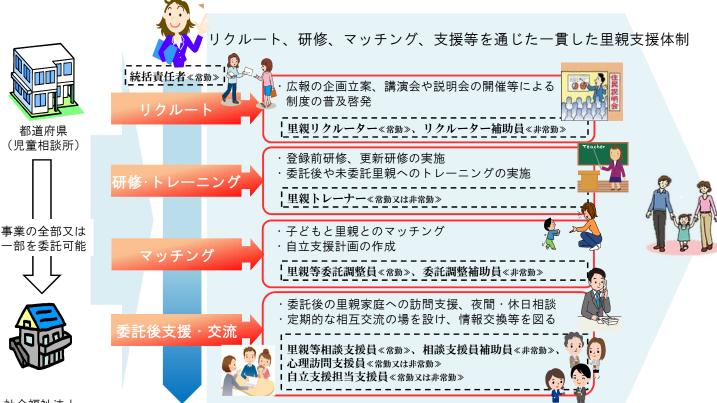
### 里親養育包括支援(フォスタリング)事業イメージ

1,126千円加算 ⑧共働き家庭里親委託促進事業 ・・・1 自治体当たり 3,749千円

⑨障害児里親等委託推進モデル事業・・1か所当たり

⑩里親等委託推進提案型事業・・・・・1 自治体当たり 10,000千円

2,100千円 《拡充》



### 養子縁組民間あっせん機関助成事業【拡充】

令和4年度予算案:212億円の内数(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

### 概要

○ 特別養子縁組の民間あっせん機関に対する助成事業について、年度ごとに補助事業者を採択する仕組みのモデル事業の一部を一般 事業化することで、民間あっせん機関による取組の安定化を図るとともに、補助対象となる事業者数を拡大する。

### 拡充内容

### 【養子縁組民間あっせん機関助成事業(拡充)】

- ・ 民間あっせん機関への補助について、モデル事業として、年度ごとに補助対象とする機関を採択する仕組みの見直しを行い、 一部のモデル事業を一般事業化する。(下記参照)
- · 資質向上モデル事業により、民間あっせん機関同士の事例検討や人事交流等を支援しているが、連携強化の観点から、児童相談所 との定期的な事例検討会議等の実施を促すため、補助単価を引上げ。
  - 1 か所当たり 1,100千円(年額) → 1 か所当たり 1,954千円(+854千円)

### <一般事業への移行対象事業>

### 【現行(令和3年度)】

- ○養子縁組民間あっせん機関支援体制構築モデル事業
  - ※事業実施要件を満たすほか、毎年、対象事業者の採択を受けることが必要。
  - ①養親希望者等支援モデル事業(1か所:4,583千円)
  - ②障害児等支援モデル事業(1か所:3,070千円)
  - ③心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業 (1か所:6.179千円)
  - ④特定妊婦への支援体制構築モデル事業(1か所:6,344千円)
  - ⑤高年齢児等への支援体制構築モデル事業(1か所:3,354千円)
  - ⑥資質向上モデル事業(1か所:1,100千円)
- ⑦出自を知る権利の支援体制モデル事業(1か所:6,179千円)

### 【令和4年度予算案】

- ○養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業(仮称)
  - ※事業実施要件を満たしていれば補助対象(一般事業)
  - ・基本分(事務費)※現行の①+④に相当
  - ・加算 I (障害児等支援加算) ※現行の②に相当
  - ・加算 Ⅱ (心理療法担当職員配置加算)※<u>現行の③に相当</u>
- ○養子縁組民間あっせん機関支援体制構築モデル事業
  - ・高年齢児等への支援体制構築モデル事業
  - ・資質向上モデル事業
  - ・出自を知る権利の支援体制モデル事業

(実施主体) 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ※民間あっせん機関の許可を行った自治体が実施主体

(補助率) 国:1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市:1/2

○養子縁組民間あっせん機関助成事業

### 【補助基準額】

①養子縁組民間あっせん機関基本助成事業

i 養子縁組民間あっせん機関等職員研修参加促進事業 受講者1人当たり 55千円 ii 第三者評価受審促進事業 1か所当たり 321千円

心理療法担当職員配置加算 1か所当たり 6,171千円 《新規》

②養子縁組民間あっせん機関支援体制構築等モデル事業

i 高年齢児等への支援体制構築モデル事業 1 か所当たり 3,354千円

ii 資質向上モデル事業 1 か所当たり 1,954千円 《拡充》

iii 子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業 1か所当たり 6,171千円

③養親希望者手数料負担軽減事業 1人当たり 400千円(上限)

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補 助 率】国:1/2、都道府県・指定都市・児相相談所設置市:1/2

### 社会的養護自立支援事業等

令和4年度予算案:212億円の内数(児童虐待·DV対策等総合支援事業)

### 1. 事業内容

### ①社会的養護自立支援事業

里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も 22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を提供する事業に要する費用を補助する。

### ②身元保証人確保対策事業

児童養護施設や婦人保護施設等を退所する子どもや女性が就職したり、アパート等を賃借する際に、施設長等が身元保証人となる 場合の損害保険契約を全国社会福祉協議会が契約者として締結し、その保険料を補助する。

### 2. 拡充内容(令和4年度予算案)

### 【社会的養護自立支援事業(拡充)】

### <支援コーディネーターの配置>

- ・取組状況に応じた加算を創設(コーディネーターが20ケース以上に対応している場合、補助員の配置等に要する費用を加算)
- ・複数名を配置できるよう補助単価を見直し( 1自治体1名分 → 児童相談所当たり1名分に拡充 )
- 1 か所当たり 6,224千円 → 1 か所当たり 6,224千円 + 2,009千円(加算)

※複数名配置する自治体は、児童相談所の設置数を乗じて得た額を補助基準額とすることが可能

### <医療連携支援(拡充)>

・自立支援を行う機関における医師の配置促進を行うとともに、医療機関への同行支援等の取組の強化を促すため、補助単価を引上げ 1 か所当たり: 5,900千円(年額) → 1 か所当たり: 7,842千円 (+1,942千円)

※医療機関への同行支援を行う場合、557千円を加算

### <就労相談支援(拡充)>

・ハローワーク等の就労支援機関への同行支援など、取組の強化を促すため、事業費を創設 → 事業費:557千円

### 【身元保証人確保対策事業(拡充)】

・身元保証人確保に必要な保険料の補助について、対象を措置解除等から2年以内の者から、措置解除等から5年以内の者まで拡大する。

### 3. 補助基準額等

### ①社会的養護自立支援事業

・支援コーディネーター配置 1か所当たり 6,224千円 + 2,009千円(加算)(20ケース以上に対応している場合) <mark>«拡充»</mark>

※ 複数名配置する場合、児童相談所の設置数を乗じて得た額を補助基準額とすることが可能 «拡充»

・居住費支援 1人当たり月額 397千円(児童養護施設) 等

・生活費支援 1人当たり月額 52,120円(就学・就労をしていない者)、11,360円(就学している者) 等

・生活相談支援 1か所当たり 10,196千円(常勤2名以上配置)

・就労相談支援 1チーム当たり 5,739千円 ※ 就労支援機関への同行支援を行う場合、557千円を加算 <mark>«新規»</mark>

· 学習費等支援

(特別育成費) 基本額 1人当たり月額 24,420円 補習費 1人当たり月額 20,000円

資格取得等特別加算 1 人当たり 57,610円 補習費特別分 1 人当たり月額 25,000円

・医療連携支援 1か所当たり 7,842千円 <mark>«拡充»</mark> ※ 医療機関への同行支援を行う場合、557千円を加算 <mark>«新規»</mark>

・退所後生活体験支援 1人当たり: 53,700円・法律相談支援 1か所当たり: 3,000千円

### ②身元保証人確保対策事業

・就職時の身元保証 年間保険料 10,560円
・賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 年間保険料:19,152円
・大学・高等学校等入学時の身元保証 年間保険料:2,400円

【実施主体】①都道府県、指定都市、児童相談所設置市

②都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補 助 率】国:1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市:1/2

国:1/2、都道府県:1/4、市・福祉事務所設置町村:1/4(市及び福祉事務所設置町村が実施する場合)

ı

ı

ı

ı

ı

22

### <児童相談所等>



### ①支援コーディネーター(全体を統括)

ı

置

解 除

1

I

ı

ı

ı

- 児童の措置解除前に、支援担当者会議を開催し、退所後の生活等を考慮した継続支援計画を作成
- 関係機関と連携しながら、継続支援計画に基づく支援状況を把握し、生活状況の変化などに応じて計 画を見直し

### <民間団体への委託等>②生活相談支援担当職員(生活相談支援)

※ 居住、家庭、交友関係・将来への不安等に関する生活上の相談支援

※ 対象者が気軽に集まる場を提供する等の自助グループ活動の育成支援 ⇒ 自助グループが特定日に児童養護施設等に赴いて入所児童の自立に

向けた相談支援を行う場合に必要となる経費を補助

安定した退所後の生活を確保するため、退所後の一人暮らし体験の支援等

### ③就労相談支援担当職員(就労相談支援)

- 雇用先となる職場の開拓 ・就職面接等のアドバイス
- 事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ

### 4嘱託医等(医療連携支援)

※ 嘱託医等と契約するなど、医療的な支援が必要な者に対する支援を行う

### ⑤弁護士等(法律相談支援)

※ 弁護士等と契約し、法律相談が必要となるケース(金銭·契約トラブル等)への 対応を行う

対象者の状況に応じて必要な支援を実施

### ※措置費による自立支援

- ○進学・就職等の自立支援や 退所後のアフターケアを担う 職員を配置し、退所前後の 自立に向けた支援を拡充 【令和2年度~】
  - 【1か所当たり約580万円】
- ○就職の際に必要な被服類等や 大学進学等の際に必要な学用 品等の購入費等の支援 【児童1人当たり最大約28万円】



家庭復帰・自立した者の家賃・生活費については、「自立支 援資金貸付事業」の活用が可能



- ⑥住居費支援(里親・施設の住居費費を支援)
- ⑦生活費支援(大学進学者等の生活費を支援)
- ⑧学習費等支援(進学希望者の学習塾費等を支援)
- ※ 措置解除後も特に支援の必要性が高く、施設等において居 住の場を提供する場合、措置費に準じて居住費等を支給。

(引き続き施設等に居住する児童)

令和4年度予算案:212億円の内数(児童虐待·DV対策等総合支援事業)

児童家庭支援センター等の機関が行う子どもや保護者等への支援について、児童相談所の指導委託だけでなく、市町村等から依頼を受けて個別ケースの対応を行う場合にも補助対象とするとともに、法的な問題が絡む相談にも対応できるよう、「法的問題対応加算」 を設け、弁護士の嘱託費用等を補助する。

児童家庭支援センター運営等事業【拡充】

### 拡充内容

概要

### 【児童家庭支援センター運営事業(拡充)】

- 児童家庭支援センターにおいて、法的な問題が絡む相談にも対応できるよう、事務費に「法的問題対応加算」を設け、 弁護士の嘱託費用等を補助する。
  - → 「法的問題対応加算」: 1 か所当たり 360,000円

### 【指導委託促進事業(拡充)】 ※「指導委託促進等事業」に名称変更

児童相談所からの指導委託に基づき、児童家庭支援センター等の機関が行う子どもや保護者等への支援に対して補助を行っている が、児童相談所の指導委託だけでなく、市町村等から依頼を受けて個別ケースの対応を行う場合(当該機関が要対協で主たる支援 機関とされたケースに限る。)<u>にも補助対象とする</u>。

指導委託を受けたケース 1件当たり:107,000円

【要求】 指導委託を受けたケース: 1件当たり: 107,000円

主たる支援機関として支援を行うケース: 1件当たり:107,000円(新規)

### 補助基準額

①児童家庭支援センター運営事業

1 か所当たり 11,780千円 ※ 対応件数に応じて事業費等も補助 常勤心理職配置の場合

非常勤心理職配置の場合 1か所当たり 7,846千円 法的問題対応加算 1か所当たり 360千円 ≪新規≫

②児童養護施設退所児童等に対する自立促進事業 1 か所当たり 1,069千円

③指導委託促進事業

指導委託を受けたケース 1件当たり 107 000円

主たる支援機関として支援を行うケース 1件当たり:107,000円 ≪新規≫

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補 助 率】国:1/2、都道府県·指定都市·児童相談所設置市:1/2

### 社会的養護魅力発信等事業【新規】

令和4年度予算案:0.2億円(社会的養護魅力発信等事業)

### 概要

○ 働く場所として児童養護施設等の魅力等を発信するため、学生向けの広報啓発活動や、各施設等での職場体験等を支援する「社会的 養護従魅力発信等事業」を創設することより、人材確保に関する取組の強化する。

### 事業内容

○「社会的養護魅力発信等事業」の創設

【想定される事業内容(例))】

- ・養成校等の学生向けに行う広報啓発に活用するコンテンツの作成
- ・SNSも含めたインターネット広告等による児童養護施設等の職場の魅力発信(養成校等への情報提供を含む)
- ・併せて、施設従事者同士のピアサポート(悩み等を抱える者の相談支援)を実施。

【実施主体】 法人(公募により選定)

【補助率】 国:定額(10/10相当)

<広報啓発>

・インターネット広告等で活用する コンテンツの作成





<職場体験の情報提供>

・養成校の学生等が情報収集を行いやすいよう、 各施設等での職場体験の機会について、 情報提供



<施設従事者同士のピアサポート>

・仕事の悩みを抱える施設従事者 に対する相談支援の場を設ける ため、オンラインでのピアサポート を実施



### 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

令和3年度補正予算:2.1億円(児童虐待·DV対策等総合支援事業)

### 概要

○ 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、家賃相当額の貸付や生活費の 貸付、資格取得費用の貸付を行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する。

### 要求内容

○ 施設退所者等に対する貸付について、主に施設退所時に申請を行うものとしているが、申請時期を退所時に限定せず、退所後5年まで 延長し、退所後の状況変化にも対応できるよう事業を拡充する。

### (参考) 貸付額・貸付期間等

- (1) 就職者
- ① 就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】 貸付額:家賃相当額(生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限)、貸付期間:2年間

- ② 就職により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者 【家賃支援費貸付】 貸付額:家賃相当額(生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限)、貸付期間:3年間(求職期間を含む) 【生活支援費貸付】 貸付額:月額8万円、貸付期間:12か月間(求職期間を含む)
- (2) 進学者
- ① 大学等への進学により、住居や生活費など安定した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保 が困難又はそれが見込まれる者

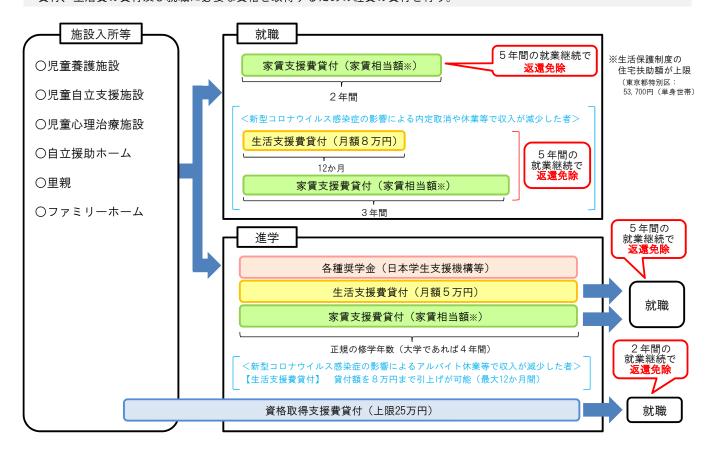
【家賃支援費貸付】貸付額:家賃相当額(生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限)、貸付期間:正規修学年数【生活支援費貸付】貸付額:月額5万円、貸付期間:正規修学年数

- ② 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者 【家賃支援費貸付】 貸付額:家賃相当額(生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限)、貸付期間:正規修学年数 【生活支援費貸付】貸付額:月額5万円(12か月間までは月額8万円とすることが可能)、貸付期間:正規修学年数
- (3) 資格取得希望者(児童養護施設等に入所中の者、里親等に委託中の者、退所等から4年以内で大学等に在学中の者) 【資格取得支援費貸付】 貸付額:25万円
- ※5年間の就業継続を満たした場合には貸付金は返還免除(資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除)

(実施主体)都道府県又は都道府県が適当と認める民間法人 (補助率)定額(国:9/10相当) ※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担

### 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付

児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援するため、家賃相当額の 貸付、生活費の貸付及び就職に必要な資格を取得するための経費の貸付を行う。



### 社会的養護自立支援整備事業・社会的養護自立支援実態把握事業 (概要)

令和3年度第1次補正予算額:602億円の内数(子育て支援対策臨時特例交付金)

### 事業概要

児童養護施設等の入所措置等が解除された社会的養護経験者(ケアリーバー)に対して生活相談や就労相談等の自立支援を行う事業所 の整備を推進するとともに、児童養護施設等を退所した児童の実態調査等を行う費用を補助することで、どの地域であっても必要な支援 が確実に提供される環境の整備を図る。

### 社会的養護自立支援整備事業(整備費)

### 【事業内容】

社会的養護経験者に対して生活相談や就労相談等の自立支援を 行う事業所の整備に必要な整備費・改修費等の支援を行う。

### 【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

### 【補助割合】

国2/3、都道府県等1/12、事業者1/4

### 【補助基準額】

1か所当たり 17.392千円

≪社会的養護自立支援事業所のイメージ≫

アウトリーチ



### 社会的養護自立支援実態把握事業

### 【事業内容】

都道府県等が施設入所措置等で関わってきたケアリーバーの支援 ニーズ等を把握するための実態調査やヒアリングの実施、自立支援 に必要な関係機関との連携を行うための連絡協議会の開催に必要な 費用の支援を行う。

### 【実施主体】

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

### 【補助割合】

国 1/2、都道府県等 1/2

### 【補助基準額】

1 自治体当たり 3,000千円

≪実態把握のサイクル≫ ≪自立支援に必要な関係機関の協議会≫ 建態把: 施策・ケアの評 価・検討

23

ڼد

## 社会的養護従事者処遇改善事業

令和3年度補正予算:36億円(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

### 一、乾融

上げるた ttu' 000日子 収入を月額9, ことを前提として、 賃上げ効果が継続される取組を行う 社会的養護関係施設の職員を対象に、 の措置を、令和4年2月から実施する めの措置を、

児童入所施設措置費等国庫負担金で実施。 令和4年10月以降の処遇改善は、 実施するものであり、 本事業は令和4年2月から9月までの間、

(参考) 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)(抄)

具山 イの職員に、賃上 看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く方々の収入の引上げを含め、全子を対象に公的価格の在り方を抜本的に見直す。民間部門における春闘に向けた賃上げの議論に先んじて、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象はげ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を 3 %程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、来年 2 月から前倒しで実施する。

### 2. 対象施設等

1 ∺ ム及びファ 自立援助ホー 母子生活支援施設、 児童自立支援施設、 児童心理治療施設、 児童養護施設、 乳児院、

(※) 施設の設置主体等を問わず、上記の類型に該当する全ての施設及び事務所が対象

### 3. 対象施設等への補助額

6 なな る補助額と 出式1及び算出式2により算出された額の合計額が対象施設等に対す 쾓

【算出式1】(処遇改善部分)

・月額10,900円(※1)× 延べ人数(各月の常勤換算従事者数の合計(※2))

(※1) 9,000円に、社会保険料等の事業主負担率に相当する率を乗じた額を加えて得た額となっている。

(※2) 常勤換算従事者数は、施設等を運営する法人の役員を兼務する施設長を除いて算出(その他の職員は非常勤職員も含め常勤換算で算出)

(期末手当▲0.15月 (年収換算▲0.9%)) に伴う運営費の減額分への補助 1/2 (令和4年4月から9月までの6か月分) ※令和3年人事院勧告 X × 常勤職員の令和3年度賃金総額の見込額 (国家公務員給与改定対応部分) 出式2】 村

【補助率】 国:10/10

【事業実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市(特別区を含む。)

市(特別区を含む。)及び福祉事務所を設置する町村とする。 (※) 母子生活支援施設については、設置又は認可を行った都道府県、

1 自治体当たり1,000,000円を補助。 都道府県、指定都市、児童相談所設置市における事務費として、 **%** 

### 4. 処遇改善の要件

職員に対する処遇改善について2月分の賃金から実施すること。 則とした、 画

ە ك 職員の処遇改善及び当該処遇改善に伴い増加する社会保険料等の事業主負担分に全額充てるこ 本事業による補助額は、

処遇改善の具体的な実施方法については、対象施設等の判断による柔軟な運用を認める。

支払われる手当)に充てる (基本給又は決まって毎月 令和4年2月分及び3月分の賃金は一時金による支給可。 3以上はベースアップ 処遇改善額の دَ

令和3年度より引下げを行わないこ 年度における賃金の水準について、 4

## 里親等委託の現状

### 里親等委託率の推移

養護を行うことができる制度 家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、 〇里親制度は、

<sup>8%</sup>に上昇 0%から、令和2年度末には22. 平成22年度末の12. 里親等委託率は、

	児童養護施設	施設	乳児院	בות.		  *	4	
年度	入所児童数	割合	入所児童数	割合	委託児童数	割合	児童数	温
	<b>公</b>	(%)	3	(%)	3	(%)	3	(%)
平成22年度末	29, 114	79. 9	2, 963	8.1	4, 373	12. 0	36, 450	100
平成23年度末	28, 803	78. 6	2, 890	7.9	4, 966	13. 5	36, 659	100
平成24年度末	28, 233	77. 2	2, 924	8.0	5, 407	14.8	36, 564	100
平成25年度末	27, 465	76. 2	2, 948	8.2	5, 629	15. 6	36, 042	100
平成26年度末	27, 041	75. 5	2, 876	8.0	5, 903	16. 5	35, 820	100
平成27年度末	26, 587	74. 5	2, 882	8.0	6, 234	17. 5	35, 703	100
平成28年度末	26, 449	73. 9	2, 801	7.8	6, 546	18.3	35, 796	100
平成29年度末	25, 282	73. 9	2, 706	7.8	6, 858	19. 7	34, 846	100
平成30年度末	24, 908	71.8	2, 678	7.7	7, 104	20. 5	34, 690	100
令和元年度末	24, 539	70. 5	2, 760	7.9	7, 492	21. 5	34, 791	100
令和2年度末	23, 631	69. 6	2, 472	7.3	7, 707	22. 8	33, 810	100

<sup>「</sup>里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム(養育者の家庭で5~6人の児童を養育)を含む。 ファミリーホームは、令和2年度末で427か所、委託児童1,688人。 X

(資料) 福祉行政報告例(各年度末現在)※ 平成22年度の福島県の数値のみ家庭福祉課調べ

里親等委託率

# 都道府県社会的養育推進計画の策定状況と「見える化」について

- (平成30年7月6日付け厚生労働省子ども家庭局家庭局長通知)により、都道府県等に対して、<u>**合和**</u> 子どもの最善の利益を実現していくため、 を徹底し、 「家庭養育優先原則」 元年度末までに「都道府県社会的養育推進計画」の策定を依頼。 平成28年改正児童福祉法の理念のもと、 的養育推進計画」の策定について』 0
- 提出のあった「都道府県社会的養育推進計画」について、**里親等委託率の数値目標や里親推進に向けた取組等を「見える化」 レーダーチャートにて取りまとめ**。(令和2年8月7日公表) 0
- 未満児の「家庭養育率」(特別養子縁組成立件数を勘案した里親等委託率)の算出を行い、<u>こ**れらの結果を踏まえた数値目標や取組状況**</u> 国の財政面の支援の活用も含めた更なる取組や里親等委託率の目標値の引き上げ等について**個別に助言等を実施**するため、 各都道府県への個別ヒアリングを行うとともに、 昨年10月以降、活用可能な予算等についてオンラインでのブロック会議の実施や、 <u>したレーダーチャートを公表</u>。(令和3年3月31日公表) この上は、 0
- さらに、令和3年度予算では、各都道府県等の取組を支援するため、令和6年度末までの期間を「集中取組期間」と位置付け、
- 補助率の嵩上げ〔1/2→2/3〕など**フォスタリング機関に対する支援の拡充**[令和6年度までの措置] 目標の達成に向けて意欲的に取り組む自治体に対する里親養育包括支援(フォスタリング)事業の
- 地域小規模児童 Ŕ 童養護施設等の小規模かつ地域分散化の施設整備費等の補助率の嵩上げ(1/2→2/3) [令和6年度までの措置] 養護施設等の定員要件の緩和等の実施による**児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進** 
  - どに取り組むこととしている。
- ために定めた**「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針**(令和3年2月4日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長 6 今後、社会的養育推進計画に基づく**各自治体の取組状況をフォローアップ**するほか、里親等委託推進に向けた更なる取組を支援す **画知)に基づく取組の強化を図る**。 0

### 「見える化」の項目

数値目標の水準について

・学童期以降の里親等委託率

· 特別養子縁組成立件数

・3歳以上就学前の里親等委託率 3歳未満の里親等委託率

### 計算過程について (3項目)

- 代替養育を必要とする子ども数を見込む際の潜在的需要の把握の有無
- 里親等委託が必要な子ども数の見込みの有無(施設入所年数を勘案して算定した方法(策定要領(※)の算式1)によるもの) 里親等委託が必要な子ども数の見込みの有無(子どものケアニーズを勘案して算定した方法(策定要領(※)の算式2)によるもの)
- ※)平成30年7月6日付け厚生労働省子ども家庭局家庭局長通知『都道府県社会的養育推進計画」の策定について』別添「都道府県社会的養育推進計画の策定要領

### (5項目)

・里親等委託推進の具体的な取組 里親支援体制の強化 施設における里親支援の取組

特別養子縁組支援の取組

里親数等の拡充

27

## 里親委託・施設地域分散化等加速化プランについて

- 子どもの最善の利益を実現してい 令和元年度末までに里親委託や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推 を依頼。 くため、都道府県等に対して、令和元年度末までに里親委託や児童養護施設等の小規模かつ地域 進に向けた「都道府県社会的養育推進計画」の策定(計画期間:令和2年4月~令和12年3月) を徹底し、 「家庭養育優先原則」 平成28年改正児童福祉法の理念のもと、
- 回回 - 令和2年8月には、各都道府県等から提出のあった計画について、里親等委託率の数値目標や里親推進| けた取組等を「見える化」し、レーダーチャートにて取りまとめたうえで公表。
- 国の財政面の支援の活用も含めた更なる取組 や里親等委託率の目標値の引き上げ等について個別に助言等を実施。 各都道府県等に対して、 「見える化」した結果も踏まえつつ、
- 各都道府県等に対し、里親等委託の推進等に活用可能な予算等について説明(ブロック会議のオンライン実施) 個別助言を行うに当たっての各都道府県等への事前調査を実施(計画の記載のみでは分からない内容を把握) 先駆的な取組みを行っている自治体の好事例集の作成・公表、各都道府県への個別ヒアリング等を実施。 個別ヒアリングの実施結果を踏まえた数値目標・取り組み等の最終把握、レーダーチャートの修正・公表 ▶令和2年10月~
  - ▼令和3年1月~
- 都道府県等の取組を強力に支援し、計画の加速化を促すため、令和6年度末(※)までの期間を\_ 期間」として位置付け、毎年度、<u>「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の提出を求める</u>。
- (※) 計画の中間年、かつ、愛着形成に最も重要な時期である3歳未満の里親等委託率の数値目標を概ね5年以内に75%以上と掲げている。
- プランの計画値と実績値に大幅な乖離が生じている場合、毎年度の提出時に併せて、要因分析させるとともに、対処方法を求める。
- プランに基づく都道府県等の取組を促進するため、
- 一の拡充等 Н フォスタリング事業の拡充や、用地確保に向けた施設整備費等の加算の創設など、<mark>補助メ</mark> もに、 図るとと *₩* :=
  - を実施する **約期間における補助率の嵩上げ(1/2→2/3)** 集中取
- 意欲のある自治体の取組を強力に 自治体ごとの財政面での課題や用地確保等の課題等に対応し、 ことにより、 **する。**

## (概要) 里親委託に関する加速化プランに基づく財政支援の採択について

- 各都道府県等から提出された里親委託加速化プランを集計した結果、73自治体中、**35自治体を財政支援の対象として採択**。
- 採択した35自治体のうち、令和 6 年度末時点の 3 歳未満児の里親等委託率の見込みについて、①75%以上の自治体が<mark>15自治体</mark> (令和 2 年 8 月時点では 8 自治体)、②令和元年度末実績と比較して <u>3 倍以上増加した自治体が<mark>20自治体</mark>となっ</u>ている。
- 今回採択をしなかった自治体について、今後、プランの見直しがあった場合には**追加で採択を行う予定**。

The control of the		164	اعد	اعج	اجح	اعد	اعج	اعج	20	اعج	اعج	اعج	اعد	اعج	اجح	اعج	أعج	20	اعد	20	20	20	اجح	36	SE >	2 >5	20	اعج	20	أعد	اعج	20	عج	اعج	عج	اعِح	اعد	عج
Part	7	黙	48.0%	41. 29	52. 4%	75.09	62. 19	46. 49		38. 29	39. 79	57. 49		38.9%	75.0%	55.69	33, 19	75.09	75.09	75.09	53.3%							29.09	38.6%	77. 19	57. 79		40.0%	20.09	35. 79	44. 49	85. 79	42. 0%
Part	年度末	親等委託児童数	24人	21人	337	21人	18人	13人	25人	13人	23人	27人	44人	14人	27.Y	10人	43人	39人	18人	76	8	12人	45人	26人	48人 16.1	19 Y	53人	16人	17人	27人	15人	20人	12人	37	24	8	19	1, 724人
	令和6:	1	¥09	51人	子69	28人	29人	28人	33人	34人	58人	47人	58人	36人	36人	18人	130人	52人	24人	12人	15人	16人	100人	35人	188人	く ト ト ト	70人	26人	44人	35人	797	26人	30人	15人	14人	18人	7人	—
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1		等委託率				1		- 3							-8				34.6%	58.3%									25.0%									
中央		親等委託児童数	14人	5人	14人	15人	<b>~</b>	27	20Y	8人	12人	26人	28人	8	11 11	5人	29人	26人	<b>Y</b> 6	八	<u>八</u>	10人	27人	117	10. 19.	\\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\		10人	11Y	24人	77	4	37	Y)	了()	5人	2人	902人
1995年	令和24	I ⊞H	20丫	32人	70 <i>Y</i>	29人	29人	29人	33 Y	36人	29人	48人	26人	35人	35人	20人	120人	50人	26人	12人	16人	15人	丫96	37人	188人	49 Y	76人	25人	44人	39人	27人	13人	24人	11 十	10人	20人	5人	
1996   1996		等委託率	11.6%					- 4	1 3						. 8																	-	1 1	. 9				
1.		等 養 選 工	PY 2	1	13人	18人	76	70	19人	17	16人	26人	23人	47	77	4人	18人	22.A	87	11人	97	12人	16人	87	87 11	7.Y	14人	八	10人	16人	5人		37	70	1	5人	1人	873人
1995年	令和元年)	<b>⊞</b> H	43人	28人	798	35人	78人	20 Y	35人	38人	789	43人	丫09	23人	32人	13人	86人	50人	26人	16人	16人	19人	93人	38人	159人	47 A	40人	26人	44人	24人	27人		24人	7人	76	22.A	3人	
1987年   19			殿	知県	国連	資源	學温	本県	分県	<b>崎県</b>	1島県	縄県	帳市	中中	たま市	無	浜市	中室	真原市	七呎	田中	松市	5屋市	都市	阪市	出出	三十	島市	九州市	田田	本市	日谷区	a)IIIK	M	真實市	沢市	石市	井田
中央																											-											
1998年   1998   1998   1999	紫	e <u>□</u>		•		•			•	•								•					•									•			•			
1995年名   中央市工年度末 (原稿)   中和2年度末 (見込)   中和3年度末 (日本)   中部等   中部   中部	(1	親等委託	84. 7%						_3	70.0%	53.1%				14.1%				44. 4%	33.3%			75.9%	45.0%				ı	_ 3	- 8								
1	東	茶数	61人	10人	26人	10人	11 11 11	16人	29人	42人	43人	26人	72人	65人	丫69	37人	76	子9	8人	4	35人	24人	41人	18人	45人	19 X	12.X	1	39人	76	12人	5人	<b>一</b>	33人	16人	10人	18人	13人
1	1 # 1	開記					- 1					00000													8					***************************************				رعا				1
(46 本) (17	令和6年	⊞	72.X	26人	47人	26人	19人	21人	38人	109	81人	77人	199人	114人	490人		22.X				46人	29人	54人	40人	158人	23.X	30Y	165人	104人	33人	35人				56人	29人	30丫	25人
1	令和6年	等委託率 必要な児童数	3%	%					89	4%	2%	3%	2%	4%	- 490人	8% 106人	3%	4% 13人	18人	12人	9%	8%	2%	2%	0%	%6 6		- 165人	2%	%9	%6	6% 36人	8% 25人	7% 70人	3%	3%	%0	%0
令和元年度末(実績)       1     北海道     令和元年度末(実績)       2     青海県     30人     7人     23.3%       4     直域県     30人     7人     23.3%       6     山杉県     19人     35人     15.4%       6     山杉県     19人     35.3%     15.4%       6     山杉県     19人     35.3%     15.3%       7     福島県     39人     27人     15.4%       10     韓島県     39人     27人     15.8%       11     韓島県     39人     27人     16.8%       10     前本川県     39人     27人     16.2%       11     有本川県     30人     27人     60.2%       12     有本川県     30人     30人     30人       13     東京朝     10人人     10人     30       14     神美山県     50人     20人     20人       15     本海県     50人     20人     20人       16     市山県     10人     10人     46.5%       20	(見込)	等委託 里親等委託率 化替養育が 里 重数	68.3%	人 24.1%	26. 7%	26.9%	25. 0%	9.1%	67.6%	25. 4%	23. 2%	24.3%	23. 2%	41. 4%	- 490人	24.8% 106人	27. 3%	15. 4% 13人	25.0% 18人	10.0% 12人	人 41.9%	人 32.8%	34. 5%	29. 5%	0.0%	34 9%	1	165人	20. 2%	17. 6%	13.9%	2. 6% 36人	32.8% 25人	44.7% 70人	17.3%	23.3%	31.0%	37.0%
1	(見込)	里親等委託 里親等委託率 化替養育が 里 児童数	43人 68.3%	7人 24.1%	8人 26.7%	7人 26.9%	5人 25.0%	2人 9.1%	25人 67.6%	18人 25. 4%	19人 23. 2%	18人 24.3%	47人 23.2%	48人 41.4%	490人	27人 24.8% 106人	6人 27.3%	2人 15. 4% 13人	5人 25.0% 18人	1人 10.0% 12人	18人 41.9%	22人 32.8%	19人 34.5%	13人 29.5%	0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	8 7 34 9%	- Y0	-	21人 20. 2%	6人 17.6%	5人 13.9%	1人  2.6% 36人	8人 32.8% 25人	34人 44.7% 70人	10人 17.3%	7人 23.3%	9人 31.0%	10人 37.0%
1	(見込)	を記率 (化替養育が 里親等委託 里親等委託率 (化替養育が 里 必要な児童数 児童数 児童数	63人 43人 68.3%	3% 29人 7人 24.1%	4% 30人 8人 26.7%	7% 26人 7人 26.9%	8% 20人 5人 25.0%	3% 22人 2人 9.1%	2% 37人 25人 67.6%	2% 71人 18人 25.4%	4% 82人 19人 23.2%	7% 74人 18人 24.3%	4% 203人 47人 23.2%	8% 116人 48人 41.4%	2%	4% 109人 27人 24.8% 106人	0% 22人 6人 27.3%	0% 13人 2人 15.4% 13人	20人 5人 25.0% 18人	10人 1人 10.0% 12人	43人 18人 41.9%	4% 67人 22人 32.8%	5% 55人 19人 34.5%	4% 44人 13人 29. 5%	5% 153人 0人 0.0% 1	5% 234 9% 34 9%	5% 0人 0人 -	166人 166人	104人 21人 20.2%	9% 34人 6人 17.6%	7% 36人 5人 13.9%	5% 39人 1人 2.6% 36人	0% 25人 8人 32.8% 25人	0% 76人 34人 44.7% 70人	6% 55人 10人 17.3%	5% 30人 7人 23.3%	5% 29人 9人 31.0%	1% 27人 10人 37.0%
日	(実績) 令和2年度末(見込)	<ul><li>日親等委託率 代替兼育が 里親等委託 田親等委託率 公要な児童数 児童数 児童数</li></ul>	人 71.8% 63人 43人 68.3%	人 23.3% 29人 7人 24.1%	15.4% 30人 8人 26.7%	7.7% 26人 7人 26.9%	15.8% 20人 5人 25.0%	35.3% 22人 2人 9.1%	69.2% 37人 25人 67.6%	16.2% 71人 18人 25.4%	18.4% 82人 19人 23.2%	29.7% 74人 18人 24.3%	18.4% 203人 47人 23.2%	31.8% 116人 48人 41.4%	13.2% – – –	12.4% 109人 27人 24.8% 106人	28.0% 22人 6人 27.3%	0.0% 13人 2人 15.4% 13人	22.7% 20人 5人 25.0% 18人	10.0% 10人 1人 10.0% 12人	50.0% 43人 18人 41.9%	30. 4% 67人 22人 32. 8%	38. 5% 55人 19人 34. 5%	35. 4% 44人 13人 29. 5%	24.5% 153人 0人 0.0% 1	20.0% 45.5% 23人 8人 34.9%	12.5% 0人 0人 -	22.7% 166人	18.4% 104人 21人 20.2%	17.9% 34人 6人 17.6%	10.7% 36人 5人 13.9%	4 5% 39人 1人 2.6% 36人	32.0% 25人 8人 32.8% 25人	35.0% 76人 34人 44.7% 70人	12. 6% 55人 10人 17. 3%	6. 5% 30人 7人 23. 3%	37.5% 29人 9人 31.0%	26.1% 27人 10人 37.0%
1 2 8 4 9 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	(実績) 令和2年度末(見込)	里親等委託 里親等委託率 代替兼育が 里親等委託 里親等委託率 必要な児童数 旧童数 児童数	人 51人 71.8% 63人 43人 68.3%	7人 23.3% 29人 7人 24.1%	6人 15.4% 30人 8人 26.7%	2人 7.7% 26人 7人 26.9%	3人 15.8% 20人 5人 25.0%	6人 35.3% 22人 2人 9.1%	27人 69.2% 37人 25人 67.6%	12人 16.2% 71人 18人 25.4%	14人 18.4% 82人 19人 23.2%	19人 29.7% 74人 18人 24.3%	33人 18.4% 203人 47人 23.2%	35人 31.8% 116人 48人 41.4%	65人 13.2%	11人 12.4% 109人 27人 24.8% 106人	7人 28.0% 22人 6人 27.3%	0人 0.0% 13人 2人 15.4% 13人	5人 22.7% 20人 5人 25.0% 18人	1人 10.0% 10人 1人 10.0% 12人	17人 50.0% 43人 18人 41.9%	21人 30.4% 67人 22人 32.8%	20人 38.5% 55人 19人 34.5%	17人 35.4% 44人 13人 29.5%	25人 24.5% 153人 0人 0.0% 1	10 A 45 5% 23 A 8 A 34 9%	3人 12.5% 0人 0人 -	30人 22.7% 166人	18人 18.4% 104人 21人 20.2%	5人 17.9% 34人 6人 17.6%	3人 10.7% 36人 5人 13.9%	1人 4.5% 39人 1人 2.6% 36人	8 8 32.0% 25 25 8 8 32.8% 25 25	14人 35.0% 76人 34人 44.7% 70人	7人 12.6% 55人 10人 17.3%	2 4 6.5% 30 A 7 A 23.3%	. 9人 37.5% 29人 9人 31.0%	. 6人 26.1% 27人 10人 37.0%
	令和元年度末(実績) 令和2年度末(見込)	代替務育が 里親等委託 里親等委託 里親等委託 軍親等委託 国親等委託 国親等委託 国親等委託率 必要な児童数 児童数 児童数 の要な児童数	人 51人 71.8% 63人 43人 68.3%	30人 7人 23.3% 29人 7人 24.1%	39人 6人 15.4% 30人 8人 26.7%	26人 2人 7.7% 26人 7人 26.9%	19人 3人 15.8% 20人 5人 25.0%	17人 6人 35.3% 22人 2人 9.1%	39人 27人 69.2% 37人 25人 67.6%	74人 12人 16.2% 71人 18人 25.4%	76人 14人 18.4% 82人 19人 23.2%	64人 19人 29.7% 74人 18人 24.3%	179人 33人 18.4% 203人 47人 23.2%	110人 35人 31.8% 116人 48人 41.4%	493人 65人 13.2%	89人 11人 12.4% 109人 27人 24.8% 106人	25人 7人 28.0% 22人 6人 27.3%	14	22人 5人 22.7% 20人 5人 25.0% 18人	10人 1人 10.0% 10人 1人 10.0% 12人	34人 17人 50.0% 43人 18人 41.9%	69人 21人 30.4% 67人 22人 32.8%	52人 20人 38.5% 55人 19人 34.5%	48 17 35 4% 44 13 29 5%	102人 25人 24.5% 153人 0人 0.0% 1 E21 151 28 621 261 41.2%	22 10 10 45 5% 23 X 8 X 34 9%	24人 3人 12.5% 0人 0人 -	132人 30人 22.7% 166人 -   -	98人 18人 18.4% 104人 21人 20.2%	28人 5人 17.9% 34人 6人 17.6%	28人 3人 10.7% 36人 5人 13.9%	22人 1人 4.5% 39人 1人 2.6% 36人	25人 8人 32.0% 25人 8人 32.8% 25人	40人 14人 35.0% 76人 34人 44.7% 70人	- 56人 7人 12.6% 55人 10人 17.3%	31人 2人 6.5% 30人 7人 23.3%	24人 9人 37.5% 29人 9人 31.0%	23人 6人 26.1% 27人 10人 37.0%
	令和元年度末(実績) 令和2年度末(見込)	代替務育が 里親等委託 里親等委託 里親等委託 軍親等委託 国親等委託 国親等委託 国親等委託率 必要な児童数 児童数 児童数 の要な児童数	人 51人 71.8% 63人 43人 68.3%	青森県 30人 7人 23.3% 29人 7人 24.1%	<b>岩手県</b> 39人 6人 15.4% 30人 8人 26.7%	<b>宮城県</b> 26人 2人 7.7% 26人 7人 26.9%	秋田県   19人 3人 15.8% 20人 5人 25.0%	<u>山形県</u> 17人 6人 35.3% 22人 2人 9.1%	39人 27人 69.2% 37人 25人 67.6%		<b>栃木県</b> 76人 14人 18.4% 82人 19人 23.2%	群馬県 64人 19人 29.7% 74人 18人 24.3%	埼玉県 179人 33人 18.4% 203人 47人 23.2%	千葉県 110人 35人 31.8% 116人 48人 41.4%	東京都 493人 65人 13.2%	神奈川県 89人 11人 12.4% 109人 27人 24.8% 106人	新潟県     25人     7人     28.0%     22人     6人     27.3%	富山県   14人 0人 0.0% 13人 2人 15.4% 13人	石川県 22人 5人 22.7% 20人 5人 25.0% 18人	福井県 10人 1人 10.0% 10人 1人 10.0% 12人	山梨県 34人 17人 50.0% 43人 18人 41.9%	長野県 69人 21人 30.4% 67人 22人 32.8%	岐阜県 52人 20人 38.5% 55人 19人 34.5%	静岡県 48人 17人 35 4% 44人 13人 29.5%	愛知県   102人   25人   24.5%   153人   0人   0.0%   1	一連示	京都市 24人 3人 12.5% 0人 0人 -	大阪府   132人  30人  22.7% 166人  -   -	兵庫県 98人 18人 18.4% 104人 21人 20.2%	奈良県   28人   5人   17.9%   34人 6人   17.6%	和歌山県 28人 3人 10.7% 36人 5人 13.9%	鳥取県 22人 1人 4.5% 39人 1人 2.6% 36人	島根県   25人 8人 32.0% 25人 8人 32.8% 25人	岡山県   40人  14人  35.0% 76人  34人  44.7% 70人	広島県 56人 7人 12.6% 55人 10人 17.3%	山口県   31人 2人 6.5% 30人 7人 23.3%	徳島県   24人  9人  37.5% 29人  9人  31.0%	香川県 23人 6人 26.1% 27人 10人 37.0%

(※) 令和3年3月末時点

# 都道府県別フォスタリング事業の実施状況(令和2年度)

「里親養育包括支援事業」(フォスタリング事業)による国庫補助を受けて実施された事業の実施状況は以下のとおり。

( 令和元年度(実績): 68自治体(70自治体中)、222か所(延べ) → <mark>令和2年度(実績): 73自治体(73自治体中)、275か所(+53)(延べ)</mark>

民間委託

か所数

自治体名

1か所

9か所

10か所

光神脈

4か所

1か所

5か所

青茶県

4か所

4か所

岩手県

	東施	実施機関詳細							か所数			実施機関詳細					
ų,	実施機関名	<ul><li>①普及促進・ リクルート 車業</li></ul>	②里親研修・ トレーニング 車業	③里親委託推 進等事業	④里親訪問等 支援事業	⑤共働き家庭 里親委託促進 事業	田治林名		和公	民間委託	実施機関名	(神) (か) (か)	<ul><li>①報及促補・②</li><li>リクルート トー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>	<ul><li>② 画 数 里 参 ・</li><li>・ ト フ ー ニ ン グ ・</li><li>・ ト カ ー ニ ン グ ・</li><li>・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・</li></ul>	③里親委託推 進等毒業	(4) (4) (5) (5) (4) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5	共民
	北海道(本庁)	¥ 0		0		K					中央児童相談所		0	0	0	0	ll
	北海道中央児童相談所	0	0	0	0						南児童相談所		0	0	0	0	
	北海道旭川児童相談所	0	0	0	0								0	0	0	0	
	北海道帯広児童相談所	0	0	0	0						公営 所沢児童相談所		0	0	0	0	
公	_	0	0	0	0		当	8か3	7. 分别	2か所	熊谷児童相談所		0	0	0	0	
	_	0	0	0	0						越谷児童相談所		0 0	0 0	0 0	0 0	
	北海道北見児童相談所	0	0	0	0						中国元明在双子 计 14:11		0 0	0 0	0	0	
	北海道岩見沢児童相談所	0	0	0	0					旺	田園 なんがのがい 製造の オーン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		)	0 0	)	) c	
	北海道室蘭児童相談所	0	0	0	0						株定非営利活動法人 子ども家庭サポートセンタ	センターちば	0	0	0	0	
民間	間   一般社団法人 北海道里親会連合会	0			0						体	Ι.	0				1
公寓		0	0	0	0		- 一葉	4か所	ı	4か所 田	民間 千葉県甲製会		,			С	1
		0	0	0	0						社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会			0		,	
Ē	社会福祉法人	0	0	0	0						特定非営利活動法人 キーアセット		0	0	0	0	
民	_	0	0	0	0						一般社団法人 東京公認心理師協会		0	0	0	0	
	青森県里親連合会	0		0	0		14	9849		H 45	日 社会福祉法人 二葉保育園二葉乳児院		0	0	0	0	
	岩手県(本庁)		0				米水和	IG.80			_		0	0	0	0	
- 3		0	0	0										0		0	
(d)		0	0	0							特定非営利活動法人 パディチーム					0	
	岩手県富 七児童相談所	0	0	0							中央児童相談所		0	0	0		
1		C	· C								平塚児童相談所		0	0	0		
		>	>	C						*	鎌倉三浦地域児童相談所		0	0	0		
刻				0			24455	104/35	64/36	4	小田原児童相談所		0	0	0		
	AC的DOの M 40mb yr						*	16,07	164,070	10,000	厚木児童相談所		0	0	0		
_	米罗万里布敦万	(		0 (	(						子ども自立生活支援センター		0	0	0		- 1
Ē	ひかい 田親 女 板 レンターコ かい	0	(	0	0					Œ	軍親センター		0	0	0		
E K			0							i.	-		0	0	0		
4			0								<b>新逃</b> 源		0			0	
M (4				0						*	公宴 中央児童相談所			0		0	- 1
	秋田赤十字乳児院	0	0		0		日本	64185	44年	24年	-17			0		0	
		0	0		0						上越児童相談所			0		0	- 1
民間		0	0		0					毗	社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会		0				
	聖國天使國	0	0		0						_			0			
4	県南愛児園	0	0		0		1	1			日本赤十字社富山県支部		0	0	0	0	
沙路	$\overline{}$	0	0				迷 三 呵	320 BT	ı	32VBT	氏団 社会福祉法人 感器母子變重労 し、 こころう。			0		(	
Ē	社会福祉法人 寒河江学園	0	0		0						国山県里親会			4		0 (	
ĸ	同社会福祉法人 恩賜財団済生会支部山形県済生会		0				1	1	1	和公			0	0		0	
_	中央児童相談所	0	0	0	0		有三県	3か帰	2か所	1000	七尾児童相談所		0	0		0	
-		0	0	0	0					囮	民間 社会福祉法人 松寿園		0	0		4	
河	_	0	0	0	0		福井県	2か所	2か所	1	公和 第七十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二		0 0	0 0	0 0	0 0	
	出版	C	C	C	C		1						0	0	0	0	
1	(大) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本	>		) C	) C		当然日	1か所	1か所	<4 	公営 中央児童相談所		0 0	0 0	0	0	
	日立児童相談所			0	0		E 28 II	24.75	36.45	<4 ≥4	公詢 共大元重估股所			>			
事ぐ				0			大型米	527/91	220/91		松本児童相談所		(		0	(	
1				0	0					K	_				(	>	
	2000年			С	) C						- 10 5 Magk 日中 4 大 十 哲 数 4 ン 4 ー		0 0		0 0		
	マーニュー ロール 日子の 日報を存む様々ンクーボニスター	C		)	)								0 0		)		1
		0								和公			0				
民間			С								東議子ども相談センター		0				
	11111111111111111111111111111111111111		) C				岐阜県	11か所	6か所	5か所	飛騨子ども相談センター		0				ı
1	日中中華植物所	С	) C	С	С						社会福祉法人 日本児童育成園		0	0	0	0	
*		0	)	0	0						社会福祉法人 樹心会		0		0	0	
1		0 0		0 0	0 0					咝			0		0	0	
L		0	0	,	,	Γ			_		<b>★</b>	did .	0	1	0	0	
民	間 社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会		0								社会福祉法人 飛驒慈光会		0	,	0	0	
1	中央児童相談所	О	0	0	0						實茂児童相談所		0	0	0	0	
3		0	0	0	0					4	東部児童相談所 公訓 向十回會相談所		0 0	0 0	0 0	0 0	
M A	_	0	0	0	0		E 4	No.	1				0	0	0	0	
	東部児童相談所	0	0	0	0		地国企	S.ZDV.PJT	5.87.BT	32/13	西部児童相談所		0	0	0	0	ıl
			(		0	T			_	-			0	0	1	0	. 1
民			0 0							- 田	民間 誠信会児童家庭支援センターパラソル	+	0 0	0	t	0	
4	社会福祉法人 愿關財団母子愛育会		0							_	児童家庭支援センターはるかぜ	_	0	0	-	0	

2か所

1か所

3か所

日形県

4か所

4か所

福島県

4か所

5か所

9.か所

茨城県

2か所

3か所

5か所

栃木県

3か所

4か所

7か所

群馬県

5か所

4か所

9か所

秋田県

3か所

4か所

7か所

宮城県

	<ul><li>5 共働き家庭 申親参許促進</li></ul>	H 秋文 ELUCIE 事業																																																																											Ī														
	④里親訪問等	支援事業	0 0	0 0	0	0	0	0			0	0			0	0	C	>		0				C	>					(	0		(	0	С	) (	0	0				0	C	)	0	c	>		0	0	>	0		C	>		0	C	) (	0	0	C	)		0	C	)		C	) (	>									İ			С	>		0	0	Э	0	) (	0
	③里親委託推	進等事業	0 0	) C	0	0		0			0				0	0				0										(	0		(	0	C	0	0	0	C	)	О				0	c	0		0	0	)	0					0	C	) (	0	0	C	)		0	C	0	0	C	) (	)	0	С	)	0	С	) (	0					С		0				0	, (	0
	②里親研修・ トレーニング	- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	0 0	0 0	C	0		0	0	0		0	c	)			C	)	0	0	C	>	0			0	C	0	С	) (	Э	0		0	С	0	0	0				0	C	)	0	C	o	0	0	) (	Þ			C	)	0	0	C	) (	0	0	C	)		0	C	)		C	) (	Þ		С	)	0	С	) (	0	L.	C	o	0			0				0	, (	0
実施機関詳細	①普及促進・リクルート	事業	0 0	0 0	0	0		0				0							0	0				C									(	0	C	) (	0	0				0	C	)	0	c	0	0	0	) (	0	0	0			0	0	C		0	0	C		0	0	0	0	0	C	) (	0	0			0				0	(	0	0							0	, (	0
東海線	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		公営 熊本県中央児童相談所 公営 熊本県八代甲曽相談所	· ·				*	民間 子ども家庭支援センターつぼみ	児童家庭支援センターゆうりん	公営 中央児童相談所	鹿児島県里親会	民国	ه ۲ د د	☆ 沖縄県中央児童相談所	子編県コザ元蘭 右 製 別	◆器田 田 駅 方	1	1 社会福祉法人 袋中園吉水寮(乳児院)	公営 札幌市児童相談所	_		社会福祉法人 北類会	対極市田部今	- 1	社会福祉法人 扶桑苑		麦の十宝	计会福补法人 网盟財団母子愛音会	ACK ROOM LEADING	4. 中市児童和設計	立 子供未来局子供育成部子供家庭支援課			公堂 牛葉市原書和談所		民間 特定非営利活動法人 キーアセット	17		エメル単行政が	公国 ことも家庭センター (中央児童和談所)		- 662周却	1. 女田市は	公営 相模原市児童相談所	수 숙표 기 개봉 및 수 차 돌대	`	公営 新潟市児童相談所	民間 特別主党担託制法人 静岡市田親支援センター		+	公宮 名古屋市児童相談所	公営 京都市子ども若者はぐくみ局子ども家庭支援課	国量费 一世以即少太		京都市里親会	公営 大阪市こども相談センター	_	民間 17年7日174人 多足球球尾馬加大	大阪市里親会	公営   堺市児童相談所	祖口托・ブキ砂保ナンなー	かん はんしん の 分割 にん 人		公割 国山市こども総合相談所	2. 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	+	公営 北九州市子ども総合センター(児童相談所)		1	_	公営   熊本市児童相談所	公海 植俗植作甲糖苗紫芹	-	公営 金沢市児童相談所	番割削 マボ寺即今去	1	#	公営  明石こどもセンター	1	公律社国法人	社会福祉法人 東京育成園	ı	取生国流入 未来立即与	民間 社会福祉法人 二葉保育園二葉乳児院	著音家庭の会	1、11、一种情况是非常有益	特定非宮利店動法人 パテイナーム	民間 社会福祉法人 二葉保育園二葉乳児院	立ち間に近く	民間 社会福祉法人 二葉保育園二葉乳児院
	民間委託	Killiket		2か所			1か所		3か那			2か所				1	2か所							らか評	11.00						ı			-		1か界			ı			2か所				127.97		_	1か所			_		2448	121.077			24vaF	171.077		ı		ı		ı			ı		1か所		-				2か所				1か所					5か所				1か所	177.47	1か所
か所数	***	40 44		2か所			1か別		ı			1か所				1	2か所							14年	2.2						24/8F	12.77	4 4. 100	1か所		10州		ì	2か所			1か所				TAYOL I		1か所	I	da .	12.67	1か所		1 45 34	G. 81			1 44 8F	2.27		1か所		2か所		1か所	1 44 75	127.67	1か所		1か所		1か所	1 小哥	12.27		1か所			-	10年					ı				1	L	ı
				4か所			2か所		3か県			3か界				1	4か所							74年							24VBF	121.077	4.4.00	1か所		2か所		ì	2か所			3か所				7.00 PT		1か所	1か所	Line 1 1	12.071	1か所		3448	12.00			3448	25.00		1か所		2か所		1か所	14476	4	1か所		2か所		1か所	147班	12.27		3か所			-	2か所					5か平				1か所		1か所
	自治体名			熊本県			十分県		宮崎県			鹿児島県					账螺兵							対解す	1040						中小井	= 0 E	4	さいたま		十業十		1	黄河市			三島市			1	阳模原币		無端出	中国中	1 5	#### III	名古屋市		中	110年光			+89+	- XW		奉		毎回出		国日市	相を	日曜女	北九州市		福岡中		熊本市	排伍智士	TRAKE.		争沿击			_	明石市				1	日本日本区				対所可以	1 1	第二区
	nur Hell											_		_	_	_	1	_	_		_	,	_																														_		_	_	_															_															_	_	т	_	_
	⑤共働き家庭 里親委託促3	# 業																																																																											_	Ī	Ī												
	④里親訪問等 ⑤共働き家庭 士伝書事	支援事業	0	0		0	0 0	0		0	C	0) (	0) (	0	0	0			0	0	o	0) (	O	0	C	)	0	(	0	0						0	0	C	o											С		) (	o)	0	С	) (	)		0		C	) (	0	0	C	) (	Э	(	)	C	))		0		0	0	0			0	0			0		c	0		С	) (	0
	④里親訪問等 士松事業	支援事業	0			0	0	)		0			000			0	l	1	0	0 0							0		0	0				0		0	0	C															-	0	c				0					0		0000			0	c			0			0				0								0			0 0
	②里親研修・ ③里親委託推 ④里親訪問等 トレーニング ************************************	事業 進等事業 支援事業			0	0			0			) (		0				o	0								0			0	C			О	)	0		C	o		0	0			0	C			0	С		0 0	Э			) (	>				C		0		c	) (	O.	(			)		0	c	)			0 0	0		0			0	0	C	0	0 0	0 0		0
	3里親委託推 ①里親訪問等 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	事業 進等事業 支援事業	0		0	0	0 (				C	0) (	0) (	0	0	0		0	0		0	0) (	0		C	)	0	C		0			0	0		0	0	C	0	0	0	0			0			0	0	С			D	0	С			) )	0	C			0	0	c	0 (	O.	(	)	С	)) (	0				0	0			0	0		0 1	0	0		0		C C		0
	②里親研修・ ③里親委託推 ④里親訪問等 トレーニング ************************************		数知県 中央児童・藤書者相談センター	西三河児童・障害者相談センター	社会福祉法人 中日新聞社会事業団	児童相談センター(県内6児童相談所含む) 〇 〇 〇	0 (	白女者自己の人の世界工能文 権定計権担抗を決し、インセントランター	社会福祉法人、恩賜財団母子愛育会及び児童養護施設・乳児院		C C C C		WHYNEST CA	0	0 0	社会福祉法人 和泉乳児院			機関えがお	0	0	11 Table 1 Control of	団コンピー家屋センター	0			公益社団法人 家庭養護促進協会	- 1 1 1 4 8 W + 40 K - 1 1 - 1 2 M + 40 K - 1 1 - 1 2 M + 40 K - 1 1 - 1 2 M + 40 K - 1 1 - 1 2 M + 40 K - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	□ とも家庭相談センター (児童相談所) ○ ○ ○ ○	社会福祉法人 天理	少有多年的 医阴茎的 计分类型	以 经股份付款 经股份证券	和歌山県	和歌山県子ども・女性・賭害者相談者センター		里親支援機関「なでしこ」	田親支援機関系っと 〇 〇	日報・中人二品書 「非古野や古		田課 ○	中央児童相談所	出雲児童相談所	出來四世出				即は水土砂な	島根県社会福祉工会	Alt		4年 日	Para Anna Maria Ma	o	0	単能に アキ 破体 ソター	- 1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (	Authority of the control of the cont	株式会社みつま	社会福祉法人 防府海北國	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	コープ 中側 南非 海 ナンター なか コープ・カー		<b>徳島赤十字乳児院</b> 〇 〇 〇	番川県子ども女性相談センター(児童相談所) 〇 〇 〇 〇	対金振祉法 以議会 (旧書業雑権の 議林学園) マ 〇 〇 〇 〇 一 〇 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	0 (	社芸福祉法人 四急の里(児童兼護部設・亀山宇園) 〇 〇 〇 〇	社会福祉法人 直要福祉事業団	) )	0	MILES OF THE STATE	関係形に対抗に対対	社会福祉法人(乳児院) 〇 〇 〇 〇	2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		0	田川児童相談所 〇 〇 〇 〇	十十年日日本本の公司		0	0	1 0	本の子は一下 くんしょ しょうしょ かんしょう かんしょう かんしょう しょうしょ しょうしょう しょうしょく しょうしょく しょく しょうしょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく	社会福祉法人 慈愛会	子ども家庭支援センターおまぎやま	10分割(ダハバ 分を)にを	佐賀県中央児童相談所 ○ ○ ○ ○ ○	社会福祉法人 慈恵会	###	枚群したも、文中・平都治女校レンシー 日 1111日 - 121 - 121 - 131 - 131 - 131 - 131 - 131 - 131 - 131 - 131 - 131 - 131 - 131 - 131 - 131 - 131 - 131	佐世保こども・女性・障害者支援センター
	(①音及伝道・ (②国際部分 (③国際部別を つクルード トアーニング 当計算書 (4回事務別等 1つのルード トアーニング 当計算書 14回書	「	数知県 公営 中央児童・障害者相談センター ○ ○ ○ ○	西三河児童・障害者相談センター	0	7 - (県内6児童相談所含む) ○ ○ ○ ○	アパティア確社会 ハデェルン	4. A Table Tabl	社会福祉法人、恩賜財団母子愛育会及び児童養護施設・乳児院		C C C 空間	11:、「は世間には 一	WHYNEST CA	0 0	0 0	民間 社会福祉法人 和泉乳児院	〇 〇 〇 〇 〇 一		機関えがお	0 0 -	0	11 Table 1 Control of	公宮 川西こども家庭センター 〇 〇	施路にども家庭センター			促進協会 〇 〇	- 1 1 1 4 8 W + 40 K - 1 1 - 1 2 M + 40 K - 1 1 - 1 2 M + 40 K - 1 1 - 1 2 M + 40 K - 1 1 - 1 2 M + 40 K - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	公営 □とも家庭相談センター(児童相談所) ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	近天	以 经股份付款 经股份证券	和歌山県	公高和歌山県子ども・女性・薩害者相談者センター	- 全球人田子村でも、女田・神町市台駅中にノンー	日報 田親支援機関「なでしこ」 ○ ○	田親支援機関系っと 〇 〇	〇 〇 〇 回帰中人に金融 下状病類や太 福田		O			出版的	At III 70. III 14 BX(7)	益田児童相談所		即は水土砂な	SIM	Alt			Para Anna Maria Ma	o	0 0 1	公類 連続にアキ家権センター	1 日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	Authority of the control of the cont	0	短間   社会福祉法人 防府海北圏		こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ	RE TO SALE MATERIAL TO COST O	<b>徳島赤十字乳児院</b> 〇 〇 〇	- (児蘭祖談所) O O O O	対金振祉法 以議会 (旧書業雑権の 議林学園) マ 〇 〇 〇 〇 一 〇 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	THE RESIDENCE OF THE PROPERTY	社会福祉法人 四急の里(児童養護設 亀山宇園) 〇 〇 〇	民間 社会福祉法人 草麥福祉事業団 ( ) (	0	0	ENTER TRANSPORT AND A VACABLE	大国 関係用機能の別	展聞 社会福祉法人(乳児院)	7 つ つ つ コープ 一分		0 0 0 版	田川児童相談所 〇 〇 〇 〇	の C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	大年田(東南級)門 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	宗像児童相談所 ○ ○ ○ ○	0	1 0	本の子は一下 くんしょ しょうしょ かんしょう かんしょう かんしょう しょうしょ しょうしょう しょうしょう しょうしょう かんしょう しょうしょう かんしょう しょうしょう かんしょう しょうしょう しょうしょく しょうしょく しょうしょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく	0 0 0	一あまぎやま	10分割(ダハバ 分を)にを	公宮 佐賀県中央児童祖談所 〇 〇 〇 〇 〇	民間 社会福祉法人 慈恵会	###	<ul><li>公約 枚配しこも・文件・運動値欠扱らンター</li><li>○ (2) 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4</li></ul>	
実施機関詳細	① 華及促進・② 里線研修・③ 国銀報修 □ 少ルート トレーニング 3年報数託権 ④ 田銀訪問権 □ リケルート トレーニング	A Management A M	製知県   公割   中央児童・韓書者組談センター	か分   西三河児童・障害者相談センター	社会福祉法人 中日新聞社会事業団	児童相談センター(県内6児童相談所含む) 〇 〇 〇	アパティア確社会 ハデェルン	5.5分所 成面 250分子 以前子工等状 (1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.	社会福祉法人、恩賜財団母子愛育会及び児童養護施設・乳児院		C C C C		THE STREET AND CO. C.	0 0	0 0	社会福祉法人 和泉乳児院	〇 〇 〇 〇 〇 一		機関えがお	0 0 -	0	11 Table 1 Control of	1.4g  公宮 川西こども家庭センター	「2021   短路にども家庭センター			公益社団法人 家庭養護促進協会	- 1 1 1 4 8 W + 40 K - 1 1 - 1 2 M + 40 K - 1 1 - 1 2 M + 40 K - 1 1 - 1 2 M + 40 K - 1 1 - 1 2 M + 40 K - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<ul><li>公室 こども家庭和談センター(児童相談所)</li><li>○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○</li></ul>	社会福祉法人 天理	民間 社会短加生儿 國龍財団仰之聯第会	以 经股份付款 经股份证券	和歌山県	公高 和歌山県子ども・女性・薩害者相談者センター	2.5分野	早間 里親支援機関 なでしこ」	田親支援機関系っと 〇 〇	日報・中人二品書 「非古野や古		O O		出雲児童相談所	出彩品集里田北	3.分列	拉田児童相談所		即は水土砂な	島根県社会福祉工会	Alt		4年 日	A DAY CALL AND A CALL	o	0 0 1	公類・事態にアキ寮館センター	- 1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (1 (	Authority of the control of the cont	株式会社みつま	社会福祉法人 防府海北國	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	コープ 中側 南非 海 ナンター なか コープ・カー	RED	<b>徳島赤十字乳児院</b> 〇 〇 〇	番川県子ども女性相談センター(児童相談所) 〇 〇 〇 〇	対金振祉法 以議会 (旧書業雑権の 議林学園) マ 〇 〇 〇 〇 一 〇 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	THE RESIDENCE OF THE PROPERTY	社芸福祉法人 四急の里(児童兼護部設・亀山宇園) 〇 〇 〇 〇		0	0	ENTER TRANSPORT AND A VACABLE	大国 関係用機能の別	社会福祉法人(乳児院) 〇 〇 〇 〇	7 つ つ つ コープ 一分		0 0 0 版	田川児童相談所 〇 〇 〇 〇	十十年日日本本の公司	大年出光画社談所 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	3か所 宗像児童相談所 ○ ○ ○ ○	0	1 0	本の子は一下 くんしょ しょうしょ かんしょう かんしょう かんしょう しょうしょ しょうしょう しょうしょう しょうしょう かんしょう しょうしょう かんしょう しょうしょう かんしょう しょうしょう しょうしょく しょうしょく しょうしょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく	社会福祉法人 慈愛会	一あまぎやま	10分割(ダハバ 分を)にを	佐賀県中央児童相談所 ○ ○ ○ ○ ○	民間 社会福祉法人 慈恵会	###		1カ所 佐世保こども・女性・障害者支援センター
	(○海及反流・(○通数場条・(○重要場等・) 実施機関名 リクルート・トレーニング ******** → ********** → *************	A Management A M	変列票 公割 中央児童・障害者相談センター	西三河児童・障害者相談センター	社会福祉法人 中日新聞社会事業団	児童相談センター(県内6児童相談所含む) 〇 〇 〇	アパティア確社会 ハデェルン	4. A Table Tabl	社会福祉法人、恩賜財団母子愛育会及び児童養護施設・乳児院		C C C 空間	1	THE STREET AND CO. C.	0 0	0 0	5分所   民間 社会福祉法人 和泉乳児院   ○   ○   ○   ○	( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )		機関えがお	0 0 -	0	11 Table 1 Control of	公宮 川西こども家庭センター 〇 〇	20.75    「20.75    超路にども家庭センター			公益社団法人 家庭養護促進協会	- 1 1 1 4 8 W + 40 K - 1 1 - 1 2 M + 40 K - 1 1 - 1 2 M + 40 K - 1 1 - 1 2 M + 40 K - 1 1 - 1 2 M + 40 K - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	公営 こども家庭相談センター (児童相談所) ○ ○ ○	2.40 計 社会福祉法人 天猫	国国 中国 医阴影中的 计线线 医阴影 计分类 计分类 计	以 经股份付款 经股份证券	和歌山県	公高 和歌山県子ども・女性・薩害者相談者センター	- 全球人田子村でも、女田・神町市台駅中にノンー	日報 田親交援機関 なでしこ」	田親支援機関系っと 〇 〇	〇 〇 〇 回帰中人に金融 下状病類や太 福田	1.071   1.018   1.014   1.0	O O		出雲児童相談所	济田 宣播 植 袋 沿	At III 70. III 14 BX(7)			即は水土砂な	島根県社会福祉工会	Alt		- (2) 4 中部 日本	A D D D D D D D D D D D D D D D D D D D	o	0 0 1	公置を開発したする時代となった。	1分型   1分型	Authority of the control of the cont	株式会社みつま	短間   社会福祉法人 防府海北圏	日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	2-4原 一丁 二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	田園 「「「からなんだ」」」	<b>徳島赤十字乳児院</b> 〇 〇 〇	番川県子ども女性相談センター(児童相談所) 〇 〇 〇 〇	対金振祉法 以議会 (旧書業雑権の 議林学園) マ 〇 〇 〇 〇 一 〇 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	THE RESIDENCE OF THE PROPERTY	4から 社会福祉法人 四巻の里(児童養験施設・亀山字園) 〇 〇 〇	1277 日間 社会権社法人 重要権力事業団 ) ) )	0	0	1 Carlor man management A company Tracket Company Tracket Company Comp	- 12057 式回 資務示無機能可別 C C C	展聞 社会福祉法人(乳児院)	現職の事権を表現		0 0 0 版	田川児童相談所 〇 〇 〇 〇	十十年日日本本の公司	大・田が贈出歌野 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇	宗像児童相談所 ○ ○ ○ ○	0	1 0	本の子は一下 くんしょ しょうしょ かんしょう かんしょう かんしょう しょうしょ しょうしょう しょうしょう しょうしょう かんしょう しょうしょう かんしょう しょうしょう かんしょう しょうしょう しょうしょく しょうしょく しょうしょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく しょく	社会福祉法人 慈愛会	一あまぎやま	10分割(ダハバ 分を)にを	1か所   公置 佐賀県中央児童相談的   ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	民間 社会福祉法人 慈恵会   O   O	###	0.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1	

卓 子家発0204第1 4 Щ Ø 令和3年

> 业 中 泗 恕

気めて (国) 民生主管部 ₽ 鹈 定 笳 夲

児童相談所設置市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長 とといって、 細 日公)

「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針について

平素より児童福祉行政の推進につきまして、格別の御尽力を賜り深く感謝申し上

「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくため、各都 道府県等におかれては「都道府県社会的養育推進計画」を策定し、里親委託の推進 や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推進に向けて精力的に取り組んでい ただいているところです。

現行水準 国においても、各都道府県等の取組を支援するため、これまでも里親手当額や小 規模かつ地域分散化された児童養護施設等の職員配置等の財政支援の拡充を行うと ともに、個別ヒアリングや取組事例の周知等を行ってきたところですが、各都道府 県等の里親等委託率の目標については、国で掲げる目標に近いものから、 にとどまるものまで、依然として地域によってばらつきがある状況です。

子どもの権利や子どもの最善の利益をどの地域においても実現していくためには、 各都道府県等の取組をより一層強化する必要があります。

このため、令和6年度末までの期間を「集中取組期間」として位置付け、意欲的 に取り組む都道府県等に対して、補助率の嵩上げ等の財政支援を行うため、「里親委 託・施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針(以下、「実施方針」という。)を別 添のとおり定めましたので、各都道府県等におかれては、実施方針に基づき、里親 委託の推進や児童養護施設等の小規模かつ地域分散化等の推進に向けて、より一層 の取組の強化・徹底を図っていただくようお願いします。

瘀 沼 「里親委託・施設地域分散化等加速化プラン」の実施方針

### 「里親委託加速化プラン」に係る実施方針

### (1) 財政支援の対象となる都道府県等について

財政支援の対象となる都道府県等は、(3)に定める「里親委託加速化プラン を策定のうえ、以下に掲げる要件を全て満たす都道府県等とする。

- ① 「3歳未満児の里親等委託率」及び「新規登録里親数」のいずれもが対 前年度比で増加見込みであること。
- ② 「里親委託加速化プラン」における里親等委託率の見込値が以下の要件 のいずれかに合致していること。
- 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率 75%以上であること 令和6年度末時点の3歳未満児の里親等委託率が令和元年度末と比
  - 較して概ね3倍以上増加していること
- ① 「里親委託加速化プラン」における里親のなり手を増やすための方策として、以下の項目について、事後的に取組状況を検証可能とする具体的な取 組内容を策定していること。
- フォスタリング体制の構築
- 里親リクルート
- マッチング
- 委託後の相談支援

### (2) 財政支援の対象となる事業について

財政支援の対象となる都道府県等は、別に定めるところにより、以下の事業 について財政支援を受けることができる。

①里親養育包括支援 (フォスタリング) 事業

財政支援の内容:国庫補助率の嵩上げ (1/2→2/3)

②児童入所施設措置費等負担金

財政支援の内容:里親支援専門相談員加算の拡充 (1名→2名)

### (3) 「里親委託加速化プラン」の策定及び採択について

各都道府県等は、財政支援の希望の有無に関わらず、「里親委託加速化プラン」 別紙様式1)を作成し、厚生労働省まで提出すること。

支援を希望する都道府県等に対しては、毎年度、「里親委託加速化プラン」の探 厚生労働省は、提出のあった「里親委託加速化プラン」の内容を精査し、財政 択を通知するものとする。

### (4)「里親委託加速化プラン」の検証・分析について

各都道府県等は、毎年度、前年度までの見込と実績の乖離について、精査 分析し、必要に応じて翌年度以降の見込の見直しを行うこと。

厚生労働省としては、毎年度、都道府県等の進捗状況を把握し、必要に応じてヒアリング等の実施を予定している。

### 2 「施設地域分散化等加速化プラン」に係る実施方針

## (1) 財政支援の対象となる都道府県等及び整備計画について

財政支援の対象となる都道府県等及び整備計画は、(3)に定める「施設地域分散化等加速化プラン」を策定する都道府県等であって、以下に掲げる要件を全て満たす整備計画とする。

- ① 概ね10年程度で小規模かつ地域分散化を図るための整備方針(計画)を策定していること。
- ② 地域分散化された施設の定員を増加させる整備計画であること。(乳児院にあっては、「ケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位」の整備を含む整備計画であること。)
- ③ 概ね10年程度でケアニーズが非常に高い子どもの養育のため集合する生活単位を除き、全て小規模かつ地域分散化させる整備計画を策定すること。

### (2) 財政支援の対象となる事業について

財政支援の対象となる都道府県等及び整備計画は、別に定めるところにより、

以下の事業について財政支援を受けることができる。

①次世代育成支援対策施設整備交付金

財政支援の内容:国庫補助率の嵩上げ (1/2→2/3)

②児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業 財政支援の内容:国庫補助率の嵩上げ (1/2→2/3)

## (3) 「施設地域分散化等加速化プラン」の策定及び採択について

各都道府県等は、集中取組期間内に財政支援を希望する児童養護施設及び乳児院から、施設の小規模かつ地域分散化に向けた計画(別紙様式2。以下「施設計画」という。)の提出又は各施設へのヒアリング等により施設計画に定める内容を聴取すること。都道府県等は、提出等のあった施設計画を踏まえて、前倒し整備を含む調整等を行い、集中取組期間における「施設地域分散化等加速化プラン」(別紙様式3)を作成のうえ、厚生労働省まで提出すること。

厚生労働省は、提出のあった「施設地域分散化等加速化プラン」の内容を精査し、財政支援を希望する都道府県等及び整備計画に対して、「施設地域分散化等加速化プラン」の採択を通知するものとする。なお、(4) に基づく検証・分析や、整備計画の追加等により「施設地域分散化等加速化プラン」の見直しの必要が生じた場合には、追加で採択等を行うものとする。

## (4)「施設地域分散化等加速化プラン」の検証・分析について

各都道府県等は、毎年度、前年度までの見込と実績の乖離について、精査・分析し、必要に応じて翌年度以降の見込の見直しを行うこと。 厚生労働省としては、毎年度、都道府県等の進捗状況を把握し、必要に応じ

厚生労働省としては、毎年度、都道府県等の進捗状況を把握し、 てヒアリング等の実施を予定している。

自治体名 担当据名 型絡先 (TEL) 連絡先 (TEL)

財政支援の希望の有無	

		令和元年度末		令和2年度末			令和3年度末			令和4年度末			令和5年度末			令和6年度末	
		実績	見込	実績	差引												
in.	3歳未満				-			1			-			-			_
児童	3歳以上~就学前				-			1			-			-			_
스	学童期以降				-			1			-			-			-
	合計	0人	0人	0人	-	0人	0人	1	0人	0人	-	0人	0人	Ī	0人	0人	-
必代	3歳未満				0人												
要替な業	3歳以上~就学前				0人												
必要な児童数	学童期以降				0人												
数が	合計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
甲	3歳未満				0人												
児親	3歳未満 3歳以上~就学前 学童期以降				0人												
数委	学童期以降				0人												
託	合計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	人0	0人	0人	0人
	登録里親数				人0			0人			0人			人0			0人
登録里親数	委託里親数				人0			0人			人0			人0			0人
里	未委託里親数				人0			0人			人0			人0			0人
数数	ファミリーホーム定員数				人0			0人			0人			人0			0人
	合計	0人	0人	人0	人0	0人	0人	0人	0人	人0	0人	0人	0人	人0	人0	0人	0人
里	3歳未満																
里親等	3歳以上~就学前								-								
委託率	学童期以降																
率	合計																
特別劉	<b></b> 養子緣組成立件數				0件												

	取組項目	取組の指標	現状	課題	今後の取組
里	フォスタリング体制 の構築				
親等委託	リクルート・広報				
推進に向	の構築 リクルート・広報 研修・トレーニング マッチング				
けた取組	マッチング				
	委託後相談支援				

### 「里親委託加速化プラン」記載要領

- 1. 児童人口について
- ・ 各年度末時点における児童(18歳未満)の人口を年齢区分ごとに計上すること。
- 2. 代替養育が必要な児童数について
- ・ 各年度末時点における代替養育が必要な児童数を年齢区分ごとに計上すること。
- ・代替養育が必要な児童数を見込む際は、近年の児童虐待相談対応件数や通告件数の増加等、<mark>潜在的需要を踏まえて見込む</mark>こと。
- ・ 毎年度、<u>**見込と実績の検証・分析</u>を行い、**乖離が生じている場合には、次年度以降の**代替養育を必要とする児童数を修正**すること。</u>
- 3. 里親等委託児童数について
- ・ 各年度末時点における里親等委託児童数を年齢区分ごとに計上すること。
- ・里親等委託児童数については、家庭養育優先原則の理念に基づき、<mark>現状における委託可能な里親数等にとらわれず、児童の状態や希望等に基づき見込む</mark>こと。
- ・毎年度、**見込と実績の比較**を行い、実績が見込を下回る場合には、これまでの**里親等委託推進の取組内容が適切かどうか検証・分析を行い、取組内容の見直しを行う**こと。
- 4. 登録里親数について
- ・ 各年度末時点における登録里親数等を計上すること。
- ・登録里親数等については、家庭養育優先原則の理念に基づき、<u>里親等委託が必要な児童数を適切に見込んだうえで、必要となる数を見込む</u>こと。
- ・毎年度、<u>見込と実績の比較</u>を行い、実績が見込を下回る場合には、これまでの<mark>里親等委託推進の取組内容が適切かどうか検証・分析を行い、取組内容の見直しを行う</mark>こと。
- 5. 特別養子縁組成立件数について
- ・ 各年度における新規成立件数を計上すること。
- 6. 里親等委託推進に向けた取組について
  - ・項目ごとに、以下の指標例も参考のうえ、里親等委託推進に向けた取組の指標及び目標を設定すること。その際、<u>検証・分析可能な定量的指標を出来る限り設定</u>すること。
    - (取組指標例)
    - ① 乳幼児里親委託室
    - ② 里親養育の不調数
    - ③ フォスタリング機関実施数
    - ④ フォスタリング機関実績(開拓数、研修、支援、実親対応、家庭復帰支援、自立支援)
    - ⑤ 新規里親登録数・登録里親数・委託里親数・委託児童数(里親種別ごと)
    - ⑥ ファミリーホームのホーム数・新規ホーム数・委託児童数
- ・ 項目ごとに、これまでの取組や、設定した指標の現状について記載すること。
- ・ 項目ごとに、現状と設定した指標及び目標とを検証・分析を行い、その結果明らかとなった課題を記載すること。
- ・課題を解決し目標を実現するために今後必要となる取組内容を検討し記載すること。
- ・里親等委託児童数や登録里親数等の見込と実績の比較とあわせて、毎年度、**前年度の取組内容の検証・分析し、その結果を踏まえ課題や取組内容の見直しを行う**こと。

施設名	

	令和元年度末	÷	和2年度	末	4	和3年度:	末	4	和4年度	ŧ	÷	和5年度	末	4	和6年度	末	概ね10年程度後
形態	定員数	(.	定員数 ユニット数	()	(.	定員数 ユニット数	ī)	(:	定員数 ユニット数	r)	(.	定員数 ユニット数	t)	(:	定員数 ユニット数	1)	定員数見込
	(ユニット数)	見込	実績	差引	(ユニット数)												
分園型小規模GC				0人													
7,30,7	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
地域小規模				0人													
-5.50 5 750 50	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
大・中・小舎				0人													
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
敷地内小規模GC				0人													
30.01.77.30.01	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
ケアニーズが非常に高い子ども				0人													
の養育のため集合する生活単位	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
合計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )

<sup>※</sup>下段( )内には、当該施設のユニット数又は地域小規模児童養護施設数を記入すること。

	施設の小規模か	つ地域分散化を図	るための整備方針	(計画)
--	---------	----------	----------	------

### 【別紙様式3】「施設地域分散化等加速化プラン」

自治体名	
担当課名	
担当者名	
連絡先(TEL)	
連絡先(E-mail)	

### 財政支援の希望の有無

			令和元年度末	f	和2年度	末	f	計和3年度	末	4	和4年度	末	4	和5年度	末	<b>수</b>	和6年度	末	概ね10年程度後
施設種別	施設名	形態	定員数	(	定員数 ユニット巻	t)	(	定員数 ユニット巻	<b>†</b> )	(	定員数 ユニット数	1)	(	定員数 ユニット数	7)	(-	定員数 ユニット巻	b)	定員数見込
			(ユニット数)	見込	実績	差引*	見込	実績	差引*	見込	実績	差引*	見込	実績	差引*	見込		差引*	(ユニット数)
		分園型小規模GC	( )	( )	( )	()	( )	( )	( )	()	( )	( )	()	()	()	( )	( )	()	( )
		地域小規模	( )	( )	( )	()	( )	( )	()	( )	( )	( )	()	()	()	( )	( )	( )	( )
		大・中・小舎	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	()	( )	( )	()	( )
		敷地内小規模GC	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	()	( )	( )	()	( )
		ケアニーズが非常に高い子ども の養育のため集合する生活単位	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	() ()	( )	( )	()	( )	( )	人( )	( )
		合計	( )	()	( )	( )	0人 ( )	人( ()	0人 ( )	( )	( )	( )	( )	( )	()	()	人( ()	()	人0 ( )
		分園型小規模GC	( )	( )	( )	( )	( )	()	0人 ( )	()	()	( )	()	()	()	()	( )	()	( )
		地域小規模	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	()	( )	()	()	( )	( )	人( )	( )
		大・中・小舎	( )	( )	( )	0人 ( )	( )	( )	()	( )	( )	()	( )	()	()	()	( )	()	( )
		敷地内小規模GC	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	()	( )	()	()	( )	( )	人( )	( )
		ケアニーズが非常に高い子ども の養育のため集合する生活単位	( )	( )	( )	0人 ( )	( )	( )	0人 ( )	( )	( )	()	( )	()	()	( )	( )	人( )	( )
		合計	0.X ( )	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	()	人( )	()
		分園型小規模GC	( )	( )	( )	()	( )	()	()	( )	( )	()	( )	()	()	( )	( )	()	( )
		地域小規模	( )	( )	( )	0人 ( )	( )	( )	()	( )	( )	()	( )	()	()	( )	( )	人()	( )
		大・中・小舎	( )	( )	( )	()	( )	()	()	( )	( )	()	( )	()	()	( )	( )	()	( )
		敷地内小規模GC	( )	( )	( )	0人 ( )	( )	( )	()	( )	( )	()	( )	()	()	()	( )	人( )	( )
		ケアニーズが非常に高い子ども の養育のため集合する生活単位	( )	( )	( )	0人 ( )	( )	( )	()	( )	( )	()	( )	()	()	( )	( )	人( )	( )
		合計	0.X ( )	()	()	()	()	()	()	()	) ()	()	()	) ()	()	()	()	()	0.X

※下段( )内には、当該施設のユニット数又は地域小規模児童養護施設数を記入すること。 ※行が不足する場合は定義追加すること。

小規模・活地域分散化等に向けて各施設が抱える課題等	各施設が抱える課題等に対して都道府県等が行う支援の内容
(例) 用地の確保、職員の確保・質の向上等	(例) 民有地マッチング事業を活用して、用地の確保を支援 (○年度~) 職員の確保・質の向上に向けた研修の実施、職員養成機関等への働きかけ等 (○年度~)

<sup>※</sup>①小規模かつ地域分散化に向けた検討状況・課題((例)用地の確保、職員の確保・質の向上等)) ②小規模かつ地域分散化に向けた整備計画(希望時期) ③概ね10年程度で、小規模かつ地域分散化を図るための計画概要 4、生活単位の独立、地域社会との良好な関係性の構築のための工夫 ⑤高機能化・機能転換についての実施メニュー、実施時期(居室等を転用する場合はその時期等)などについて記載すること

### 令和3年度の里親制度の広報啓発

【令和3年度予算】2. 1億円(里親制度等広報啓発事業)

<本補助事業の実施事業者> 株式会社朝日新聞社

### 事業内容

里親制度等の普及促進を図るため、毎年10月に実施する里親月間を中心として、様々な広告媒体を活用した広報 啓発活動を実施。

の実施

### 令和3年度の広報啓発内容

### 1. <u>LINEやインターネット、テレビ、新聞等を活用した</u> 広報の実施

### ①里親制度に関する特設サイトの開設

里親制度の基本情報や里親制度啓発動画、インタ ビュー記事(里親、里親支援に従事される方等)等 の掲載

### ②LINE等を活用した広報の実施

LINEのトーク画面上部やLINE NEWS等に広告を 掲載し、特設サイトへ誘導

③ Google広告、Yahoo!ニュース等を活用した広報 Google広告やYahoo!ニュースを通じて特設サイト へ誘導

### 2. 全国向け地上波テレビCMの放映新

10月の里親月間に合わせて、全国向け地上波テレビでCMを放映(全国17本、関東ローカル1本)

### 3. 新聞広告の実施

10月1日の朝日新聞朝刊に全面広告を掲載

### 4. 都道府県と連携した広報 新



### 5. シンポジウムの単独開催

10月23日(土)に里親や有識者等が登壇するシンポジウムを開催

### 6. 政府広報インターネット動画等による広報の実施

10月の里親月間に合わせて、政府広報インターネット動画や新聞突きだし広告、Yahoo!バナー広告を通じて里親制度を紹介

### 7. ポスター、リーフレットの配布・掲示

ポスター、リーフレットを作成 (配布先:自治体、公共交通機関等)



### 1-① 里親制度に関する特設サイトの開設

### 広報内容

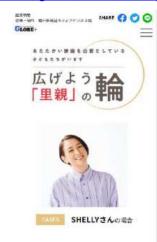
里親制度を効果的に周知するため、以下のコンテンツを掲載した特設サイトを開設。

- 1. 里親制度の基本情報(制度解説、O&A)
- 2. 里親制度啓発動画
- 3. インタビュー記事 (現役里親、有識者、社会的養護経験者、フォスタリング機関の代表)
- 4. デジタルポスター・リーフレット

<特設サイト> URL: https://globe.asahi.com/globe/extra/satooyanowa/index.html









### 1-② LINEを活用した広報の実施

### 広報内容

月間約8,600万人が利用するLINEのアプリ及び関連アプリの複数の広告面を活用し、 年齢や性別等でターゲットを絞って広告を運用・配信し、特設サイトへの誘導を行う。

### LINE ダイジェストスポット









2021年10月7日配信

2021年10月14日配信

2021年10月21日配信

### 1-③ Google広告、Yahoo!ニュース等を活用した広報

### 広報内容

**Google広告**や朝日新聞デジタルなどのインターネットに広告を掲載し、特設サイトへの誘導を行う。**Google広告はターゲットを絞って広告を運用・配信する**。

### Google 広告



桐谷美玲さんを支えた家族の存在

GLOBE 里親に関係する人もっと発信 できるようになるといい

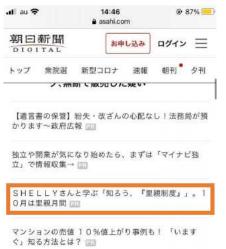




上げる希望の教授 社会的希護をより知ってもらう ために、規と暮らせなかった若者が発伝続ける 朝日新聞社が"パ"がよ場

### DIGITAL

朝回新聞



### 2. 全国向け地上波テレビ C M の放映

### 広報内容

**日常的に接触頻度が多く、社会的影響力のある地上波テレビを活用**し、より広く国民 に里親制度の情報を発信することで社会的認知の底上げを図る。

**地上波(全国放送)** にてタレント**SHELLYさん**出演のCM(30秒)を放映。

### <イメージ>



きまざまな理由で親といっしょに暮らせない子どもたちを 家庭環境に迎え入れて優苛する制度





- エリア:全国放送・関東ローカル
- 放送時期:
  - 2021年10月16日~11月初旬予定
- 秒数:30秒
- 回数:18本
  - ・全国放送17本(プライム帯含む)
  - 関東ローカル1本

### <広告放映番組>

- ・相棒 ・帰れマンデー見っけ隊
- ・林修の今でしょ!講座
- ・あざとくて何が悪いの

他

### 3. 新聞広告の実施

### 広報内容

10月1日に **全国紙(発行部数約550万部)朝刊に全面広告を掲載**。里親制度の概要及び特設サイトのURL・QRコードも盛り込み、さらなる制度の理解へと繋げる。

### <掲載内容>

- ・里親の種類
- ・里親になるまでの流れ
- ・特設サイトへの案内
- ・シンポジウムについて

● 媒体:新聞全国紙 朝刊

● サイズ:全15段 多色

●掲載時期:2021年10月1日付

● 部数:約557万部

閲読人数:約1227万人(回読2.3人/部)



### 4. 都道府県と連携した広報

### 広報内容

里親制度の各地での周知を図るために、**都道府県、指定都市、児童相談所設置市と連携** して、実際に里親をリクルートする立場の自治体の広報を支援する。

### 【実施自治体】

秋田県 岩手県 山形県 埼玉県 東京都 福井県 三重県 兵庫県 和歌山県 岡山県 香川県 神奈川県横須賀市 京都府京都市

### <内容(例)>

- ・地元スポーツチームとのタイアップ ・オリジナル漫画制作 ・バス・電車内広告 等
- ラジオ局でのラジオドラマ制作・放送・シンポジウムの開催
  - 地元サッカーチームとタイアップした啓発動画をJリーグのハーフタイムで上映している様子





### 5. シンポジウム開催

### 広報内容

10月の「里親月間」を盛り上げ、**里親制度の関心層に直接的アプローチを行う場として**、オンライン参加のシンポジウムを開催。

### ○「知ろう、里親制度」座談会

- ·SHELLYさん (タレント)
- ・林 浩康さん (日本女子大学教授)



SPECIAL シンポジウム第二部採録



SPECIAL シンポジウム第三部採録

### ○パネルディスカッション 1 「当事者が語る里親の第一歩 ~多様な里親の形~」

- ・山本昌子さん (THE THREE FLAGS -希望の狼煙-)
- ・中島善郎さん (養育里親)
- ・早川麻耶さん、加藤靖教さん (養育里親)
- ・林 浩康さん (日本女子大学教授)

### ○パネルディスカッション 2 「広げよう 支えよう 里親の輪」

- ・杉山真由美さん(ファミリーホーム運営者)
- ・山本真知子さん (大妻女子大学准教授)
- ・川本由美子さん(神奈川県厚木児相里親担当児童福祉司)
- ・林 浩康さん (日本女子大学教授)

### 6. 政府広報インターネット動画等による広報の実施

### 広報内容

### ①政府インターネットテレビ

URL : https://nettv.gov-online.go.jp/

放送内容:現役里親さんのインタビュー

3分程度の動画

### ②新聞突きだし広告

掲載日10月4日~

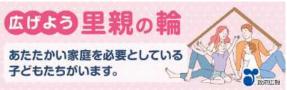
掲載紙:読売新聞、朝日新聞、毎日新聞など

### ③ Yahoo!バナー広告

Yahoo!Japan のトップページに掲載







### 7. ポスター・リーフレットの配布・掲示

### 広報内容

- ・首都圏の公共交通機関(一部)にポスターを掲示
- ・都道府県を通じて、全国の公共施設等にポスター・リーフレットを掲示、配布

<ポスター>



〈リーフレット〉



<表面・裏面(制度概要)>

- ・里親の種類
- ・里親になるまでの流れ
- ・里親への支援

<中面(インタビュー記事)>

- ・現役の里親をされている方
- ・児童養護施設で養育された方
- ・ファミリーホーム運営者
- ・有識者の方

### 令和3年度の特別養子縁組制度の広報啓発

【令和3年度予算】2. 1億円(里親制度等広報啓発事業)

<本補助事業の実施事業者> 株式会社朝日新聞社

### 事業内容

特別養子縁組制度等の普及促進を図るため、年間を通じて、様々な広告媒体を活用した広報啓発を実施。

### 令和3年度の広報啓発内容

### 1. LINEやインターネット、新聞等を活用した 広報の実施

### ①特別養子縁組制度等に関する特設サイトの開設

特別養子縁組制度の基本情報や、普及啓発動画、 インタビュー記事(養親や養子、民間あっせん団体 等) 等の掲載

### ②LINE等を活用した広報の実施

LINEのトーク画面上部やLINE NEWS等に広告を 掲載し、特設サイトへ誘導

### ③Google広告等を活用した広報

Google広告や朝日新聞デジタルを通じて特設サイ トへ誘導

### 2. YouTubeにおける動画広告の配信



YouTubeにおいて、養親、養子へのインタビュー 動画を広告として配信。特設サイトへの誘導も実施。

### 3. 新聞広告の実施

広告賞を受賞した作品を活用した新聞広告の実施

### 4. 不妊治療当事者団体の協力による広報 新



不妊治療当事者団体であるNPO法人Fineのホーム ページにおいて、特設サイトへの誘導を行ったほか、 不妊治療クリニック等にリーフレットを配布

### 5. シンポジウムの単独開催

2月5日(土)に養親や養子、民間あっせん団体 等が登壇するシンポジウムを開催

### 6. ポスター、リーフレットの配布・掲示

ポスター、リーフレットを作成 (配布先:自治体、公共交通機関等)

(※) このほか、政府広報として、Yahoo!バナー広告に、 特別養子縁組制度の案内を掲載。

<特設サイト>







### 1-① 特別養子縁組制度に関する特設サイトの開設

### 広報内容

里親制度を効果的に周知するため、以下のコンテンツを掲載した特設サイトを開設。

https://telling.asahi.com/telling/extra/tokubetsuyoshiengumi/index.html

- 1. 漫画「パーフェクトワールド」で知る特別養子縁組制度
- 2. 特別養子縁組制度啓発動画
- 3. インタビュー記事(養親や養子、民間あっせん団体等)
- 4. デジタルポスター・リーフレット

### <特設サイトトップページ>



### <漫画での制度紹介>



### 1-② LINEを活用した広報の実施

### 広報内容

月間約8,600万人が利用するLINEのアプリ及び関連アプリの複数の広告面を活用し、最も効率 のよい広告面に自動的に調整されて配信するLINE広告を活用し、ターゲットを絞って広告を運 用・配信し、特設サイトへの誘導を行う。

### LINEネットワーク



<特設サイト>



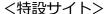
### 1-③ Google広告、朝日新聞デジタル等を活用した広報

### 広報内容

**Google広告**や朝日新聞デジタルなどのインターネットに広告を掲載し、特設サイトへの誘導を行う。

また、Google及び朝日新聞デジタルは年齢などでターゲットを絞って広告を運用・配信する。







### 2. YouTubeにおける動画広告等の配信

### 広報内容

動画共有サイトYouTubeにおいて、養親、養子へのインタビューの様子を撮影した動画広告を配信。(特設サイトへの誘導も実施) https://youtu.be/hbLDbROK0ls



【養親】

池田 紀行 さん、池田 麻里奈 さん



【養親】

久保田 智子 さん



【養子】

ふくだももこ さん

### 3. 新聞広告の実施

### 広報内容

全国紙(発行部数約550万部)朝刊の全面広告を掲載。特別養子縁組制度の概要及び特設サイトのURL・QRコードも盛り込み、さらなる制度の理解へとつなげる。

### <掲載内容>

- ・朝日広告賞を受賞した作品
- ・シンポジウムの案内

● 媒体:新聞全国紙 朝刊

● サイズ:全15段 多色

● 掲載時期:2021年10月1日付

● 部数:約557万部

● 閲読人数:約1,227万人(回読2.3人/部)

夫婦がいちばん知っている。 特別菓子縁組という選択技 原生か動名

### 4. 不妊治療当事者団体の協力による広報

### 広報内容

不妊治療当事者団体であるNPO法人Fineのホームページにおいて、特設サイトへの誘導を 行ったほか、不妊治療クリニック等にリーフレットを配布



### 5. シンポジウムの単独開催

### 広報内容

特別養子縁組の当事者、有識者、民間あっせん機関代表者等が登壇するシンポジウムを開催。

- ○当事者が語る「特別養子縁組」
  - ~「私が母です」と言えるようになるまで~

### (登壇者)

・久保田智子さん (養親/TBS報道局記者、元アナウンサー)

### ○パネルディスカッション 1「当事者が語る里親の第一歩~多様な里親の形~」

### (登壇者)

- ・久保田智子さん
- ・松本亜樹子さん (NPO法人Fine 理事長)
- ・小川多鶴さん(アクロスジャパン 代表理事)
- ・林 浩康さん (日本女子大学教授)

### ○パネルディスカッション 2 「広げよう 支えよう 里親の輪」

### (登壇者)

- ・ふくだももこさん(養子/映画監督)
- ・みそぎさん (養子/「Origin」代表)
- ・山内ゆなさん(社会的養護出身者)
- ・林浩康さん (日本女子大学教授)



### 6. ポスター・リーフレットの配布・掲示

### 広報内容

- ・首都圏の公共交通機関(一部)にポスターを掲示
- ・都道府県を通じて、全国の公共施設・公共機関にポスター・リーフレットを掲示、配布

<ポスター>



### 〈リーフレット〉





- <表面・裏面(制度概要)>
- ・特別養子縁組制度と里親の違い
- ・民間あっせん機関掲載

<中面(インタビュー記事)>

- ・養子を迎えられた養親
- ・漫画「パーフェクトワールド」作者 有賀リエ先生

# 養子縁組あっせん事業者一覧(令和3年4月1日現在)

(民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律(平成28年法律第110号)に定める許可を受けたもの)

資料 7

雇児福発第 0629002 号の2 平成 21 年 6 月 29 日 【一部改正】令和3年12月24日子家発1224第1号

都道府県

各指定都市民生主管部(局)長殿

₽

児童相談所設置市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

家庭福祉課長

児童福祉行政指導監査の実施について」の着眼点について

標記については、「児童福祉行政指導監査の実施について (通知)」(平成 12 年 4 月 25 日 兄発第 471 号厚生省児童家庭局長通知)により実施されているところであるが、今般、同面知の「児童福祉行政指導監査事項」の別紙1児童福祉行政指導監査事項 2 施設指導監査事項 第1.適切な入所者支援の確保 1.入所者支援の充実 の着眼点については、1(1)から(7)までのとおりより具体的な内容を示すので、これらの事項を参考にし適正な指導監査の実施を図られたく通知する。

また、児童福祉行政指導監査において、下記の1 (1) アからキまでにおける子どもの権利擁護に向けた取組みや(2) アからオまで及び(4) アなどに基づいた被措置児童等虐待の防止に向けた体制整備状況について確認することに加え、指導監査時に被措置児童等等信待の端緒を把握する事案もあることから、その際に、2アからオまでに記載する被措置児童等虐待や不適切な取扱い、権利侵害のおそれのある事案が発生していないかを確認するための項目(チェックポイント)を勘案した上、必要に応じて、被措置児童等から聞き取りを行うなどして、被措置児童等から開き取りを行うなどして、被措置児童等から開

なお、個別の被措置児童等虐待と思われる事案を発見した場合は、届出受理機関に速やかに報告を行うとともに、児童相談所に協力を依頼するなどし、関係者に対する聞き取りや施設等に対し事実確認を求めるといった適切な対応を講じられたい。

今後とも、より一層の指導監査体制の充実をお願いする。

### 1 着眼点ごとの具体的内容

- (1)「子ども一人一人の権利を尊重し、その意見や訴えをくみ取る仕組みが設けられているか」について
  - ア 子どもや保護者に対しその権利や入所後の支援内容等に関して、入所後及びその後定期的に適切な情報提供を行い、説明責任を果たしているか。特に、子どもに対してはいわゆる「権利ノート」の活用等により、子どもが自分の状況や支援内容等を理解できるよう説明されているか。また、その記録が残されているか。
- イ 個人情報の保護について十分配慮されているか。

- ウ 子ども自身の意に反して行動を制限する等の指導(外出を制限する等)を行う場合があることを、入所時に伝えているか。
- エ 施設の行事や食事等、施設の運営に子どもの意見を反映させるようにしているかまた、子どもの意見を取り入れられないときには、子どもにその理由を説明していった。
- オ 苦情解決のための仕組みを設けて(窓口を設置する等)いるか。
- カ 苦情解決の仕組みを保護者、子どもに説明するとともに、苦情受付窓口に寄せられた内容について適切に対応し、その結果を公表しているか。
- キ 苦情解決に当たって、第三者委員を必要に応じて関与させているか。

## 2) 懲戒に係る権限の濫用及び被措置児童等虐待(身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待等) 防止に向けての取り組みが行われているか」について

- ア 施設の規程に懲戒に係る権限の濫用の禁止に関する事項が盛り込まれているか。
- イ 施設内虐待及び子ども間のいじめの早期発見、予防するための取り組み方針が明文化されているか。また、適切に取り組むための体制の整備がされているほか、取り組み状況が記録されているか。
- 施設内虐待を発見したときに職員が取るべき対応や手続が定められているか。

4

- エ 施設内虐待や体罰の禁止、その他子どもの権利擁護に関する研修が実施されてい ろか
- オ 第三者評価を受審し、評価結果に基づいた改善計画が作成され、実施されている \*、

## (3)「個々の子どもの特性に応じた支援を行うための専門的知識や援助技術の習得など職員の資質向上に努めているか」について

- ア 基幹的職員を配置する等により、職員に対し子どもに対する支援の内容等に関する適切な指導 (スーパーバイズ) が行われているか。また、職員の精神的負担を軽減するための助言等が行われているか。
- イ 子どもの状況に応じた指導方法の習得等について研修等を実施し、職員の援助技術の向上が図られているか。
- ウ 職員への就業規則、諸規程の周知は適切に行われているか。

## (4)「施設長が子どもの権利雑護や子どもの指導、職員の管理、危機管理に関して十分な見職を有し、適切に指導・監督ができているか」について

- ア 懲戒に係る権限の濫用の禁止と施設内虐待の防止について、施設長として事件の 発生を想定して具体的な対応策を定め職員に周知しているか。
- イ 個々の子どもに対する援助について、その課題、要因、今後の方針及び具体的内容について、ケース会議や職員の報告を通し、職員全員が共有していくように指導・助言を行っているか。
- ウ 施設における事件・事故の発生について、職員間の情報伝達、報告を速やかに行うよう徹底しているか。

- エ 施設における指導や運営の方針について、施設全体が理解できるようにしている
- オ 職員の勤務状況等の職員の状態を施設長(管理的立場にあるもの)が把握しているか。

### (5)「子どもの生命を守り、安全を確保するために、事件や事故防止、健康管理に関して 必要な措置が講じられているか」について

- ア 人所している子ども及び職員への安全教育等、安全確保・事故予防のための組織的体制が整備されているか。
- イ 入所している子どもの病気・事故等に対応するための研修や、事件・事故予防の ャかの耳修築が行われているか。
- ための研修等が行われているか。 ウ 事件・事故が起きた際の対応を具体化した危機管理マニュアルは作成されている
- 72。 エ 事故防止のため危険個所点検リストを作成し、定期的に施設内の安全点検を実施 し、その記録は整備されているか。

## (6)「個々の子どもの特性や家庭状況に応じた生活指導、職業指導、家庭復帰又は自立支援に向けた適切な指導・援助が行われているか」について

- ア 子どもの個々の年齢や成熟の度合、特性に応じた自立支援計画を作成し、子どもに対し行った支援の内容等を定期的に検証し、必要に応じて自立支援計画を見直しているか。また、その際子ども及び保護者の意向が十分に尊重されているか。
- イ 子ども自身の意に反して行動を制限する等の指導(外出を制限する等)を行わなければならないとき、その適否を合議により判断し、指導の内容・方法・結果を記録にしているか。
- ウ 家庭環境の調整、退所後の子どものアフターケアが適切に実施されているか。

## (7)「子どもの指導・援助の際に、必要に応じ児童相談所等関係機関との連携が適切に行われているか」について

- ア 子どもの指導・援助にあたって、自立支援計画の見直し等の際に児童相談所との 連絡・調整が適切に行われているか。
- イ 子どもの指導・援助にあたって、学校、幼稚園、医療機関、子どもを守る地域ネットワーク (要保護児童対策地域協議会)等との連携が適切に行われているか。

### 2 被措置児童等虐待の有無の確認

### 「被措置児童等虐待や不適切な取り扱い、権利侵害のおそれのある事案が発生してい

- **ないか(チェックポイント)」について** ア 第三者評価の利用者調査や苦情解決の窓口、意見箱に子どもからの被措置児童等 虐待の訴えや意見が寄せられていないか。
- イ 施設で備えるべき会議録や個人のケース記録、個別の事故報告等が適切に備えら れているか。また、それらに被措置児童虐待に該当する事案や疑わしい事案が記載

されていないか。

- ウ 施設外部の有識者等を加えた第三者委員において示された苦情解決案や助言に基 づいた解決方策について、放置せず、適切に対応しているか。
- エ 施設の決まり・規律として、個人の意見や権利を侵害するような過剰なルールや制限を課していないか。
- オ 子ども間での暴力や性的問題行動について、放置せず、適切な措置を講じているか。

子家発0820第4号 令和3年8月20日

都 道 府 県 各 指 定 都 市 民生主管部(局)長 殿 児童相談所設置市

> 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長 (公印省略)

社会的養護自立支援事業を活用した自立支援に関する取組の強化について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で 18 歳(措置延長の場合は 20 歳)到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な場合については、「社会的養護自立支援事業」を活用し、原則22 歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施することができることとなっています。

今般、社会的養護自立支援事業の実施状況について、別添のとおり、取りまとめを 行いました。居住費や生活費の支援については、多くの自治体で実施されている一方、 就労相談の支援等については、一部の自治体での実施に留まっているほか、自立支援 を統括する支援コーディネーターが配置されている自治体は全体の半数程度となっ ています。

このように、現状としては、自治体により取組状況の差が生じているところですが、 事業の対象となる者が必要な支援が受けられないことがないよう、各自治体におかれ ては、社会的養護自立支援事業を積極的に活用していただきますよう、お願いいたし ます。その際、令和3年度予算で新設した医療連携支援や、法律相談支援、退所後生 活体験支援の実施についても、改めてご検討いただき、個々の状況に応じて適切な支 援が実施できるよう、体制整備を進めて下さい。

なお、この通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規 定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

社会的養護自立支援事業の実施状況(令和2年度)

就労相談 支援				0		0				0	0	0			0	0	0						0	0													22
生活相談 支援		0	0	0		0	0	0		0	0	0			0	0	0		0	0		0	0	0	0	0	0	0				0	0				47
华習費 大援	0				0				0		0	0	0					0				0	0		0		0	0			0						29
生活費 支援	0	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0	0		0	0	0		0	0	0		0		29
居住費 支援	0	0			0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0		0		0	0	0				0		0		53
支援コ- ディネーター			0	0		0	0	0		0	0	0			0	0	0					0	0	0		0			0								34
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0		0		99
	媛	知	田	覚		*	大 分 県		児島		札 幌 市		いたま	批			相模原市	黑	田	松	国 早	都	阪	堺市	旦	口	広 島 市	九州	田		須賀	沢	明石市	田谷区	区 川 区	荒 川 区	実施自治体数
就労相談 支援	0			0					0	0	0		0	0								0				0	0				0						0
生活相談 支援	0		0	0			0	0	0	0	0	0	0	0			0		0		0		0			0	0		0	0	0		0	0		0	0
华習費 大援			0			0		0	0		0	0				0	0					0	0		0			0		0	0				0	0	
生活費 支援	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0
居住費 支援	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0	0		0	0	0	0	0	0	0			0	0	0	0
支援コ- ディネーター	0	0	0	0			0	0	0	0	0			0								0	0			0	0	0		0						0	0
	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
	漕	账	些	些	账	빤	些	账	些	辿	些	些	都	些	빤	빤	빺	账	账	빨	빨	┉	빨	빨	账	府	府	严	泄	些	빨	泄	빨	빵	빠	账	账

------※ 上記の実施状況は、国庫補助(令和2年度交付決定ベース)の執行状況をまとめたものとなっている。このため、国庫補助を受けずに、同様の支援を実施している場合があることに 留意が必要。

(参考) 本事業の実施主体:都道府県・指定都市・児童相談所設置市(令和2年度:73自治体)

### 「社会的養護自立支援事業」実施事業所一覧(令和3年度)

(※) 「社会的養護自立支援事業」による国庫補助を受けた都道府県等が当該事業の委託を行った事業所の一覧となっている。 ( 令和2年度(実績): 51自治体(73自治体中) 、104か所 → <u>令和3年度 (令和4年2月時点): 52自治体(74自治体中)、105か所</u>)

自治体名	事業所名	事業所所在地 (住所)
	札幌乳児院	札幌市白石区川北2254番地1
	児童養護施設 札幌育児園	札幌市南区藤野6条2丁目427-4
	社会福祉法人 徳美会	寿都郡寿都町字歌棄町歌棄270
	キャリアバンク株式会社	北海道札幌市中央区北5条西5丁目7番地sapporo55t゙ル5F
	北光社ふくじゅ園	北広島市西の里南1丁目3番地6
	釧路まりも学園	釧路市白樺台2丁目2番9号
	わかすぎ学園	室蘭市母恋南町5丁目5番39号
	—————————————————————————————————————	旭川市台場2条2丁目3番45号
	岩内厚生園	岩内郡岩内町字宮園1番地2
	興正学園	札幌市北区新琴似4条9丁目1番1号
		北海道余市郡仁木町銀山2-247
		北海道帯広市東9条南21丁目1番地9
北海道	- <u>- ****</u>   函館厚生院くるみ学園	函館市亀田中野町38番地11
(25か所)	聖母会 天使の園	北広島市中央4丁目5-7
	・	札幌市中央区界川1丁目6-14
	大吃時深園 一 児童養護施設 柏葉荘	札幌市中央区外川1月10-14
	が重食暖心は、竹朱壮 函館国の子寮	北海道函館市鈴蘭丘町38番地7
	児童養護施設・美深育成園	中川郡美深町字敷島283
	社会福祉法人 北海道婦人共立愛子会 富良野国の子寮	富良野市字鳥沼509番地1
	北海暁星学院	浦河郡浦河町字向別470番地
	北光学園	北海道紋別郡遠軽町生田原伊吹46-3
	社会福祉法人 羊ヶ丘養護園 児童養護施設羊ヶ丘養護園	札幌市豊平区月寒東1条17丁目4番33号
	社会福祉法人 よいち福祉会 児童養護施設北海愛星学園	北海道磯谷郡蘭越町字大谷289
	社会福祉法人 黒松内つくし園 児童養護施設黒松内つくし園	北海道寿都郡黒松内町字黒松内562の1
	社会福祉法人 光が丘学園 児童養護施設光が丘学園	北海道岩見沢市春日町2丁目3番7号
青森県	社会福祉法人 愛成会 社会的養護自立支援事業「つなぐ」	青森県弘前市豊原一丁目1-3
岩手県	特定非営利活動 法人もりおかユースポート	岩手県盛岡市盛岡駅前通16-15保科済生堂t゙ル3階
宮城県	特定非営利活動 法人 チャイルドラインみやぎ	宮城県仙台市青葉区川平1-16-55月1/102号室
	社会福祉法人 堀川愛生園	福島県東白川郡棚倉町大字棚倉字丸内94番地
	社会福祉法人 青葉学園	福島市土船字新林24番地
福島県 (5か所)	社会福祉法人 アイリス学園	福島県福島市在庭坂字志津山6番地の3
	社会福祉法人 森の風学園	福島県石川郡玉川村四辻新田字諏訪平125-5
	社会福祉法人 昌平黌いわき育英舎	福島県いわき市小川町上小川字大坂5番地
茨城県	児童家庭支援センター あいびー	茨城県水戸市小林町1186 - 84
栃木県	とちぎユースアフターケア事業協同組合	栃木県宇都宮市桜5-1-18柿沼ビル501
群馬県	一般社団法人 ヤング・アシスト	群馬県前橋市南町3-3-5グランコート南町301号室
 埼玉県	公益社団法人 埼玉県社会福祉士会	さいたま市中央区本町東1-2-5-105
(2か所)	一般社団法人 コンパスナビ	埼玉県さいたま市浦和区仲町1-12-1 <b>位</b> ヤマビル1F
 千葉県	社会福祉法人 生活クラブ風の村 ちばアフターケアネットワークステーション	千葉県千葉市中央区長洲1丁目3-1 パークコート100 302号室
	アフターケア相談所 ゆずりは	国分寺市本多1-13-13
東京都		東京都千代田区大手町2-6-2『株式会社パソナグループ本部内)
(3か所)		東京都新宿区下落合1-3-16-504
 神奈川県	あすなろサポートステーション	神奈川県藤沢市辻堂2-5-10ジュームスタウン熊ノ森301
11.00001018	現立を表現   大学   大学   大学   大学   大学   大学   大学   大	石川県加賀市片山津温泉井6
左川坦	児童養護施設 育松園	石川県小松市額見町ら2番4
石川県 (4 か所)	児童養護施設 しお子どもの家	
	児童養護施設 あすなろ学園	
 山梨県	大里食暖肥設 め9 なつ子園	山梨県甲府市下飯田2丁目5-40
山米乐	有有日立ッ小 ドビンター いつは	出未示于内印「以四4」目3-40

自治体名	事業所名	事業所所在地 (住所)
	児童家庭支援センター はるかぜ	静岡県焼津市田尻58番地
静岡県	株式会社 東海道シグマ	静岡県静岡市葵区御幸町8-1
(4か所)	誠信会児童家庭支援センター パラソル	静岡県富士市一色168-1
	静岡恵明学園児童家庭支援センター スマイル	静岡県三島市谷田1039-2
滋賀県	滋賀県地域養護推進協議会	滋賀県守山市守山6丁目10-68
 京都府	株式会社 アイシーエル	京都市下京区大政所町680-1 第八長谷ビル10階
(2か所)	NPO法人 子どもセンターののさん	京都市中京区三条通神泉苑西入新在家西町26-5 トロン温泉稲荷駐車場
大阪府	社会福祉法人 大阪児童福祉事業協会 アフターケア事業部	大阪市天王寺区東高津町12-10齿阪市立社会福祉センター309号
兵庫県	一般社団法人 兵庫県児童養護連絡協議会	兵庫県神戸市中央区坂口通2-1-1县庫県福祉センタ-内
奈良県	NPO法人 おかえり	奈良県天理市別所町473
和歌山県	社会福祉法人 和歌山県社会施設事業会(アフターケア事業部すずらん)	和歌山市直川1289-12
鳥取県	一般社団法人 ひだまり	鳥取県鳥取市吉方温泉1丁目212番地
	社会福祉法人 双樹学院	島根県松江市古志原5丁目2-25
島根県	社会福祉法人 せんだん会	島根県安来市赤江町1768
(4か所)	社会福祉法人 三隅愛育会	島根県浜田市三隅町向野田409
	自立援助ホーム 雪舟ホーム	島根県益田市常磐町3-8
岡山県	NP0法人 未来へ	岡山県津山市中之町61
広島県	退所児童等アフターケア事業所 カモミール	広島県福山市三之丸町6-5 三之丸ビル3階
徳島県	徳島県社会福祉士会	徳島県徳島市中昭和町1丁目2番地口徳島県立総合福祉センター3F
香川県	NPO法人 丸亀街づくり研究所 アフターケア事業所 わっかっか	香川県高松市多賀町2丁目11-13 2階
	社会的養護自立支援事業のおば	高知県四万十市安並850-2
高知県 (3か所)	にじいろステーション	高知県高知市新本町1丁目7-30
(37.77)	社会的養護自立支援事業のおひさま	高知県高知市新本町1丁目7-30
福岡県	特定非営利活動法人 そだちの樹	福岡市中央区大名2-6-31 大名コーポ ラス703
 佐賀県	特定非営利活動法人 ブリッジフォースマイル	佐賀県佐賀市駅南本町5-5 サンシャインM506
熊本県	   特定非営利活動法人 ブリッジフォースマイル	熊本市中央区辛島町6-2 ペアレントビル 901
 大分県	特定非営利活動法人 おおいた子ども支援ネット	大分市中央町1-2-3KNTビル
宮崎県	退所児童等アフターケアセンター クオーラ	宮崎県宮崎市中村東1-1-19 アネックス宮崎ビル301号
沖縄県	NPO法人 にじのはしファンド	沖縄県那覇市首里石嶺町2-66-1スカイマンション107
—————— 札幌市	札幌乳児院	札幌市白石区川北2254番地1
(2か所)	株式会社 MammyPro	札幌市中央区南1条西5丁目 愛生舘ビル2F
仙台市	仙台市児童養護施設等入所児童自立支援・アフターケア共同体	宮城県仙台市青葉区川平1-16-5571/ハイツ202号室
横浜市	特定非営利活動法人 ブリッジフォースマイル	東京都千代田区大手町2-6-2『株式会社パソナグループ本部内)
川崎市	株式会社パソナ パソナ・川崎	川崎市幸区幸町2-593 モリ・ファーストビル7階
相模原市	パーソルテンプスタッフ株式会社(相模原市就職支援センター)	相模原市緑区橋本6-2-1 シティ・プラザはしもと6階
静岡市	特定非営利活動法人 静岡市里親家庭支援センター	静岡市葵区堤町914-417(静岡市児童相談所内)
浜松市	アフターケア事業所 しいの木	浜松市南区新橋町770番地
京都市	公益財団法人 京都市ユースサービス協会	京都市中京区東洞院通六角下ル御射山262扇都市中央青少年センター内
	社会福祉法人 大念仏寺社会事業団 ボ・ドーム大念仏	大阪市平野区平野上町1-7-3
	社会福祉法人 みおつくし福祉会 リアン東さくら	大阪市東成区中本4-1-22
大阪市 (5か所)	社会福祉法人 大阪児童福祉事業協会 アフターケア事業部	大阪市天王寺区東高津町12-10齿阪市立社会福祉センタ-309号
(3/3/1/1/	社会福祉法人 みおつくし福祉会 南さくら園	大阪市阿倍野区阪南町5丁目12番24号
	社会福祉法人 みおつくし福祉会 北さくら園	大阪市東淀川区相川3-11-24
堺市	社会福祉法人 大阪児童福祉事業協会 アフターケア事業部	大阪市天王寺区東高津町12-10齿阪市立社会福祉センタ-309号
神戸市	一般社団法人 キャリアエール	兵庫県神戸市中央区東川崎町1丁目3番3号 ハーバーセンター5階
	社会福祉法人 備作恵済会若松園	岡山市中区海吉206
岡山市 (3か所)	認定NPO法人 子どもシェルターモモ	岡山県岡山市北区清輝橋1丁目2-9
(0/3/1917	岡山聖園子供の家	岡山県岡山市北区天神町6-34
広島市	児童アフターケアひかり	広島市東区光町1丁目17-12飯田ビル104号
北九州市	社会福祉法人 北九州市福祉事業団	
熊本市	特定非営利活動法人 ブリッジフォースマイル	熊本市中央区辛島町6-2 ペアレントビル 901
	聖霊愛児園	金沢市長町1丁目5番30号
金沢市	—————————————————————————————————————	金沢市石引4-6-1
金が市 (4か所)		石川県金沢市平和町3-23-5
		石川県金沢市若松町3-116-1
 明石市	児童家庭支援センター かりん	明石市藤が丘2丁目36-1

### 粣 栅 世 半 4 ĺ \ \ D 本 舯 亦 丑 뾂 撇 社 伽

【令和3年度予算】0.1億円(社会的養護出身者ネットワーク形成事業)

### <del>威</del>罗

自立に向けた継続した支援体制を構築するため、民間団体等において、自治体 職員及び社会的養護経験者等を対象とした全国交流会の開催等を行う。 社会的養護経験者等の孤立化を防ぎ、

公区

- 都道府県に対する自立支援に関する啓発
- || 都道府県及び社会的養護経験者に対する支援団体や当事者団体の紹介
- 都道府県及び社会的養護経験者に対する支援制度の周知 等
- ※ 民間事業者等の提案により具体的な内容を決定。

[実施主体] 法人(公募により選定)

: 定額(10/10相当)

H

【補助率】

○ 社会的養護経験者向け情報<mark>ウェブサイトの開設</mark> https://irisconnect.jp/

**全国交流会**(令和4年2月11日~13日開催)

0



